

民は之を知らしむべからず

梅林宏道

■はじめに

1973年10月5日、米空母ミッドウェーは、大きな抗議運動のなかで、横須賀を母港にするために初入港した。横須賀母港に至る日米外交史は、多くの謎に包まれてきた。米海軍の横須賀撤退と佐世保への集約がなぜひっくり返ったのか、艦船修理ドックの民有化の約束はどうなったのか。核兵器問題はどうか処理されたのか、艦載機の騒音問題はどうか処理されたのか、入港当日の各紙の大見出しを飾った3年間という母港期限にどのような意味があったのか、などなど。

ピースデポでは在日米軍の実態調査プロジェクトの一環として、母港をめぐる日米交渉の3年間を、機密解除された1970年-73年の米國務省公文書によって調査した。公文書とは米國務省と駐日米大使館のあいだの往復電文が中心であり、それに時折米国防省とのやりとりなどが添付されている。引用する文献は、大部分メリーランド州カレッジパークの米国立公文書館に所蔵されている原資料(多くが「極秘」指定)からのものである。一部は

沖縄県公文書館に保管されているコピーを閲覧して補った。

この調査によって初めて闇の中から明るみに出された母港決定の歴史の真相は、母港化の過程そのものの正統性を疑わせて余りある。主権者たる市民は、もっとも大切な部分の真実を知らされなかった。市民の立場からすれば、「母港の決定は無効である」と言わなければならないであろう。これらの事実が明るみに出ることが、危惧されている原子力空母の母港化が、同じような欺瞞のなかで進行することを許さないための大きな力となることを信じていたい。

日本に情報公開法がまだ施行されていないために、今回の調査は、米國務省の資料のみに依拠している。日本側の資料が一日も早く利用できるようになることを望みたい。情報公開は、市民を疎外した外交を阻む民主主義のハードルである。

数回にわたって、調査結果の概要を紹介する。

I

覆った横須賀撤退の決定(上) 翻弄される日本政府

■予算逼迫の米軍

1970年12月22日の各紙朝刊は、在日米軍の大幅撤収と基地の削減を大きく報道した。その前日に外務省で開かれた日米安保協議委員会(SCC)の決定を受けたものである。SCCとは、現在はツー・プラス・ツーと呼ばれ、日米両国の外交、防衛の各大臣が参加する日米安保関係の最高協議機関である。当時も最高協議機関であることに変わりがなかった。参加した日本のトップは大平外務大臣、中曽根防衛庁長官、米国のトップはマイヤー駐日大使、マッケイン米太平洋軍総司令官であった。

米国側は、この会議に向かって在日米軍の急速な撤収と基地返還を、最大限の日本の肩代わりを引き出しつつ実現することに精力を注いだ。交渉が妥結したその日、本国のロジャース國務長官は、駐日米大使館、太平洋軍、在日米軍にねぎらいの電報を打った。

「この複雑な問題について関係者が成し遂げた見事な仕事に感謝する。12月21日に出された共同声明は、われわれ

が日本政府と維持したいと願っている、まさに際だったお手本となるような連絡と調整の賜物である。」⁽¹⁾

マイヤー大使は、この安保協議委員会の歴史的な意義を、60年安保以来の重要会議であったと、次のように述べた。

「21日の第12回安保協議委員会は、日本においてニクソン・ドクトリンを適用した最初の日米公式合意となった。…会合は成功であった。60年の安保条約改定以来、安保問題に関する日米両国間で開かれた高級レベル会議のなかで、もっとも重要な会議の一つであった。この会議を可能にした温情溢れるヘラクレスのような努力に感謝する。」⁽²⁾

後に述べるように、米軍はこれほどまでに高く評価していた合意を、傲慢にもわずか25日後に覆えそうと企てる。

米軍が、在日米軍の撤退と削減を強く日本政府に督促した背景には、ベトナム戦争後を睨んだニクソン・ドクトリンと、米太平洋軍予算の大幅な削減があった。ニクソン・ドクトリンとは、同盟国への防衛義務の履行において、米国は紛争当事国が自国防衛の第一義的義務を負うという考えを全面に押し出したものであ

る。そのために当事国の防衛分担の明確化を目指した。日本の場合、在日米軍の撤収と基地削減、基地従業員員の解雇、自衛隊による肩代わりが追求された。

11月16日に愛知外務大臣に手渡された極秘覚書「日本政府によって米国に提供されている防衛施設の再編」によると、米国の姿勢は次のように説明されている。

「米国が直面している予算上の切迫が、施設削減を決定する一要因となっているけれども、提案した再編は予算問題だけで決まっているのではない。ニクソン・ドクトリンとして知られているものと軌を一にして、この再編は、防衛約束を果たすための米国の能力を著しく低下させることなく、作戦能力を効率化し、既存施設や部隊を最大限活用することを可能にすると、米国は考えている。」⁽³⁾

■横須賀から撤退し 佐世保に集約

米海軍に関する12月21日の決定は劇的なものであった。横須賀には、在日米海軍司令部を大幅に縮小して残し、兵站と通信支援部隊をわずかに残すのみとする。第7艦隊旗艦オクラホマシティは佐世保に母港を移し、第7潜水艦群も支援活動の一部を佐世保に移す。そして、横須賀艦船修理部(SRF)の6号ドライ

ドック(空母が修理できる西太平洋唯一の米軍ドック)以外の1~5号ドライドックなど艦船修理施設を日本に返還する。米軍は返還後も米海軍軍艦の修理ができるアクセス権を確保できるように然るべき契約の取り決めを結ぶ。そのために日本は最善の努力を払う。これらのことを、1971年6月末までに完了する。わずか6ヶ月後である。

この合意に至る経過は今回の調査で、初めて明らかになった。米軍はけっして表面的に返還の姿勢を装って何かを得ようとしていたのではなかった。最終合意よりもっと劇的な削減を、最初は提案をしていた。まさに、財政負担を軽減して、身軽になることをめざしていた。日本側の抵抗によって、内容はやや緩和されたものになった。

10月7日付の国防省内部文書では、「横須賀の施設は最大限、海上自衛隊に返還する」⁽⁴⁾とあり、愛知外相に渡された極秘覚書⁽³⁾においても、ドックは6号ドックも含めたすべてを返還することを考えていた。

しかも、返還先は自衛隊でなくても民間でもよいとした。11月27日の第1回基地検討委員会において、日本側の質問に対して次のようなやりとりが報告されている。この会議には、日本側は、外務省安川官房長や大河原アメリカ局長代理が出席している。

「日本側：艦船修理部の運転は、米軍は海上自衛隊がすることを好むか、民間契約者がすることを好むか。…
米軍側：日本次第である。」⁽⁵⁾

この会議において、日本側は海上自衛隊は、資金も人員もなく、民間が引き継ぐ可能性が高いことを示唆した。12月2日に開かれた第2回会議では、さらに具体的検討が進み、民間企業が引き取るには立法措置が必要であるから、それまでの暫定措置として、国がSRFの土地を保有し民間に契約で運転を委託させる案が、日本側から出された。⁽⁶⁾

12月9日には、日本側が6号ドックを引き受けることの困難がクローズアップされた。日本側は、6号ドックが返還されると、佐世保の3号ドックの米軍からの使用要求が増すことを懸念した。また、民有化された場合、米軍に優先使用を許したり、他のドックを提供したりすることが困難になると思われた。そこで日本側は、6号ドックのことを考えると71年6月末までに日本側が運転を開始することは

困難であり、3~6ヶ月米軍が最低限の維持を継続することを求めた。しかし、米軍はこれを拒み、71年6月30日以後に米軍が維持するのは困難だと回答した。⁽⁷⁾

■原潜修理に6号ドックの継続使用

このとき日本側が会議の外で非公式に話題にした原潜修理問題が、6号ドックに対する米国の態度変更を引き出した。新しい考えを提案したのは、マイヤー大使であった。大使の極秘電報によれば、寄港する原潜の佐世保における修理について懸念があった。日本政府は、当時のように港湾内の係留ブイに係留されている限り問題ないが、修理のためにインディア・ベイスンやジュリエット・ベイスンに係留すると人家に近すぎる、という。潜水艦母艦を使う方法はあるが、高価につくし、原潜用母艦は西太平洋に2隻しかない。そこで原潜の係留と修理のために、6号ドックを米軍が保有し続けられれば、この問題が解決する。最低限のドック維持費は年間20,000ドルである。こうすれば、寄港する空母の修理も確保できるし、返還交渉の最大の障害が除去できる。⁽⁸⁾

このようにして、第5回基地検討委員会(12月15日)では1~5号ドックを71年6月末までに海上自衛隊が引き継ぐ、6号ドックは、もし日本政府が自衛隊でも民間でもドックの運転契約者を世話してくれるならば、米軍が継続保有するという、段階まで話が進んだ。防衛庁は、自衛隊は1年間運転するが、その間に新しい取り決めを定めるという説明をした。多分、民間契約になるだろう、として。⁽⁹⁾

共同声明に至るまでに、SRFの返還後の運転契約をどう表現するかで微妙なやりとりがあった。最終段階で「米国は、然るべき契約的取り決めのもとに、SRFにアクセスすることになる」⁽¹⁰⁾とあった文言に、大蔵省と内閣法制局から異議が出た。返還されていない段階で将来の形を述べるのはおかしい、という議論であった。そして「米国側は返還後も海軍船舶の修理のためにSRFにアクセスしたい旨希望を述べた。日本側は、米国が必要などきに継続してSRFにアクセスできるような取り決めが実現するよう、最善の努力をして米軍を支援する」という文言に落ち着いた。⁽¹¹⁾ 国務省はこの変更にも不満であった。そして大使館に次の

ように要求した。

「しかし、どのような契約的取り決めが最終的にできようとも、米国がSRFにアクセスすることになるということに、日本政府が非公式に同意するなら、新しい提案の文言に反対しない。」⁽¹²⁾

そして、中曽根防衛庁長官が、安保協議委員会において、米国の要求への理解を次のように発言することになった。

「必要などきに、然るべき共同使用なり契約的取り決めのもとにおいて、SRFにアクセスしたいという米国の希望を、日本側は全面的に理解している。」⁽¹³⁾

実際このように発言が行われた。⁽¹⁴⁾

70年12月合意にいたるこのような経過によって、次のことが理解できる。

- 米国は、短期間に横須賀基地維持の財政負担から解放されたいという切迫した要求をもっていた。
- SRFの継続使用を、確保するという至上命令があった。
- 継続使用の形態は、自衛隊でも民間でもよかった。日本側は、民有を最終形態として構想していた。
- 交渉過程を知っている日本側の情報を得た横須賀市や住友重機などが、地元経済の再編の好機として、「民有化」を前提とする本格的な動きを始めたとしても、おかしくない状況であった。

しかし、歴史は大きくねじ曲げられることになる。●

文献：(秘は confidential、極秘は secret)

- (1)1970.12.21 ロジャース国務長官から大使館、太平洋軍総司令官、在日米軍司令官。国務省207979。
- (2)1970.12.22 マイヤー駐日大使から国務省。東京10335。秘。
- (3)1970.11.18 マイヤー駐日大使から国務省。A-1117。極秘。
- (4)1970.10.16 国務省スピアからジョンソン国務次官へ。国務省13960。極秘。
- (5)1970.11.28 マイヤー駐日大使から国務省。A-1143。極秘。
- (6)1970.12.3 マイヤー駐日大使から国務省。東京09735。極秘。
- (7)1970.12.10 マイヤー駐日大使から国務省。東京09994。極秘。
- (8)1970.12.10 マイヤー駐日大使から国務省。東京09995。極秘。
- (9)1970.12.15 マイヤー駐日大使から国務省。東京10132。極秘。
- (10)1970.12.17 マイヤー駐日大使から国務省。東京10218。極秘。
- (11)1970.12.19 マイヤー駐日大使から国務省。東京10269。極秘。
- (12)1970.12.19 国務省東アジアから大使館、太平洋軍などへ。国務省206607。極秘。
- (13)1970.12.20 マイヤー駐日大使から国務省。東京10271。極秘。
- (14)1970.12.21 マイヤー駐日大使から国務省。東京10295。極秘。

民は之を知らしむべからず

梅林宏道

1973年10月5日、米空母ミッドウェーは、大きな抗議運動のなかで横須賀を母港にするために初入港した。横須賀母港に至る日米外交史は、多くの謎に包まれてきた。

ビースデポは、母港をめぐる日米交渉の3年間を、機密解除された1970年-73年の米國務省公文書によって調査した。調査によって明らかになった母港化の歴史の真相は、母港化そのものの正統性を疑わせて余りある。主権者たる

市民は、もっとも大切な部分の真実を知らされなかった。市民の立場からすれば、「母港の決定は無効である」と言わなければならない。これらの事実が明るみに出ることが、危惧されている原子力空母の母港化が、同じような欺瞞のなかで進行することを許さないための大きな力となることを信じてたい。

数回にわたって、調査結果の概要を紹介する。

II 覆った横須賀撤退の決定(中) 翻弄される日本政府

■佐藤・モーラー会談

「60年安保以来の重要会議」と米国が自賛した1970年12月21日の第12回日米安保協議委員会(SCC)が、「横須賀から撤退、佐世保への集約」という衝撃的な合意を公表してから、わずか26日後の71年1月16日に、この決定をひっくり返す試みが始まった。

その日、当時の米統幕会議議長トーマス・H・モーラー海軍大將が、東京で佐藤栄作首相(第3次佐藤内閣)と会談した。会談には内田海将などが同席していたようであるが、詳細は入手された資料からはわからない。しかしそのとき、モーラー海軍大將は、海上自衛隊には、数年間、横須賀基地を運転する意図も能力もないことを鮮明に印象づけられた⁽¹⁾。会談3日後の1月19日、モーラー統幕議長はアレクシス・ジョンソン國務次官に電話をかけた。佐藤首相との会談の様様を話しながら、彼は次のように言った。

「海軍の予算状況が好転したので、横須賀を閉鎖して佐世保に集約するという決定を見直す可能性が開けた。内田海将の言うところでは、自衛隊は要するにわれわれが返還したがっているほど早急には横須賀の施設を受け取る能力はなく、われわれが当分横須賀を継続使用することを受け入れ易いようだ。」⁽²⁾

モーラー統幕議長の考えは、横須賀を基本的に現状通り維持し、佐世保を補助的な基地に縮小するという考えであっ

た⁽²⁾。

この内容は、ジョンソン國務次官がマイヤー大使のみが読むように宛てた「アイズ・オンリー」という機密度の高い電文に書かれている。ジョンソンは、問題が蒸し返されていることを、在日米海軍にも知られないように、手紙のなかでマイヤー大使に念を押している。しばらくのあいだ、12.21決定を覆す密談は、「アイズ・オンリー」のやりとりのなかで進行する。

ジョンソン國務次官は、モーラー統幕議長の12.21決定を覆す提案を「猫を後ろ向きに歩かせる」と表現し、「猫を後ろ向けに歩かせると、どんな問題が起こるのか、私には判断の手がかりがない」とモーラー議長に電話で応えたと述べている。そして、日本に明るいマイヤー大使に見解を求めた。

しかし、この間にもう一つの重大問題が降ってわいていた。

■空母1隻の佐世保母港

モーラーがジョンソンに電話をかけたのと同じ1月19日の深夜、在日米大使館には一通の重大極秘電報がとどいていた。

「海軍は、6隻の駆逐艦と1戦隊参謀を、現在の西太平洋ローテーション配備から変更して佐世保を母港にする要請を検討している。佐世保には広範囲の支援設備が整っているし、第7艦隊の母港の実績もあるので、佐世保が候補地と

して検討されている。」⁽³⁾

さらに驚くべきことに、6隻の駆逐艦の次には空母1隻の佐世保母港が検討されていた。

「佐世保母港は、アテネ、ナポリ、シンガポールに他の船を母港にすることを提案する世界的計画の一環となるであろう。今年末までに空母1隻を佐世保とアテネに母港にする次の計画を研究、開発中である。佐世保には最終的に7097人の士官・水兵と5675人の家族、2078世帯が住むことになる。これらの計画に対して予想される日本の反応について評価を聞かせて欲しい。」⁽³⁾

そして、約4人の海軍調査チームが近々に佐世保を調査するため訪日することが伝えられた。極秘の調査チームであり、日本側と接触することは禁じられた。

1月20日早朝に送られたマイヤー大使からジョンソン國務次官宛ての「アイズ・オンリー」の返信が書かれたときには、大使はまだ母港の話を知らなかった。彼は、「猫を後ろ向きに歩かせるのは厄介だが、やれないことはない」と、横須賀に関する決定をひっくり返すことは可能であるという彼の意見を述べた。そして「相互主義」という日米間の考え方をもち出して、次のようなすごい言葉を残している。

「もし海軍が横須賀に関する決定をひっくり返したいのであれば、日米両政府の協議の産物であるように舞台演出されることを強く望む。そのように見せることができないのであれば、最近のわれわれの基地再編計画で仕上げた立派な仕事をかき混ぜて傷つけない方がよい。」⁽⁴⁾

しかし、母港の話、それもやがては空

母の母港という大問題が起こったことによって、様相は大きく変わった。マイヤー大使は、翌21日、続いて「アイズ・オンリー」の電文をジョンソン次官に打った。日本を知るマイヤーにとって、横須賀を佐世保に集約したうえに、さらに佐世保で空母の家族を受け入れることは、不可能に思われた。母港計画が実現すれば、佐世保、横須賀、横浜にもっている施設を合わせても足りないというのが、彼の印象であった。

そこで、マイヤー大使は「母港計画は、横須賀の決定を覆すこととつなげて考えるべきである」⁽⁴⁾という当然の結論に達した。マイヤー大使は、国務省に対して、横須賀に関する決定を変えるという、まだ内密であった話には触れずに、「現状で空母の佐世保母港は難しい。横須賀ならば可能であったかもしれない。しかし、最高位の日本政府と注意深い検討と同意が必要である」という返事を打電した。また、母港計画は、12月21日の米軍削減発表との整合性が問われることになろうという形で、12.21決定の変更問題との関連を示唆した⁽⁵⁾。

■海軍の右手は左手を知らない

モーラー統幕議長が、佐世保集約を撤回し、横須賀をとりもどす話を始めたときには、空母の母港が念頭にあったのではないか、という疑問が、当然にも湧いて

くる。

しかし、そうではなかった。

モーラー統幕議長もジョンソン国務次官も知らないところで、母港計画についての大使館宛の国務省・国防省合同メッセージ(国務省009367)が出されていた⁽⁶⁾。したがって、海軍の母港計画の打診はあくまでも、集約された後の佐世保を対象にしたものであった。しかも、ジョンソン次官は「海軍の右手は左手が何をしているのか分かっていない⁽⁶⁾」と述べて、海軍内部の意思不一致を批判している。

海外母港計画は、当時の米海軍作戦部長エルモ・R・ツムワルト海軍大将によって推進された。

「過去数ヶ月のあいだ、ツムワルト海軍大将は、手持ちの軍艦をより多くラインにつかせるとともに、海軍兵員の志気を改善する方法を研究してきた。そして到達した結論の一つが、艦隊の相当数の船の家族とともに海外に母港を置くことが、両方の目的に適う、ということであった。」⁽¹⁾

ツムワルトが海軍作戦部長に就任したのは、1970年7月1日であるから、ほぼそのころから、海軍トップでは日本への海外母港の検討も行われていたと思われる。日本大使館に初めて打診があったのは、上述したように1971年1月下旬のことであった。

12.21合意は太平洋軍と在日米大使館レベルで行われたものであるが、ジョ

ンソン次官によると、ツムワルト自身は横須賀母港を念頭においていたと言う⁽⁶⁾。まさに、海軍の右手は左手がしていることを、よく分かっていなかったのである。

やがて1月29日に、ブロウイン海軍中将をチーフとする調査チームが訪日し、母港の本命は横須賀であることが結論づけられることになる。⁽⁷⁾

このようにして、もともと財政が許せば横須賀を保持すべきであると考えたモーラー統幕議長の思惑が、ツムワルト海軍作戦部長の母港化構想と合体して、歩み出すことになる。しかし、いずれにしても、日本では地元や産業界ですでに一人歩きを始めている12.21合意を覆さなければならない。●

文献:

- (1) 1971.1.22 国務省ウインスロップ・ブラウン東アジア担当から国務次官へ。極秘。
- (2) 1971.1.19 国務省アレクシス・ジョンソン国務次官からマイヤー駐日大使アイズ・オンリー。国務省009045。極秘。
- (3) 1971.1.18 在日米大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省009367。極秘。
- (4) 1971.1.21 マイヤー駐日大使からジョンソン国務次官アイズ・オンリー。東京605。極秘。
- (5) 1971.1.22 マイヤー駐日大使から国務省。東京00625。極秘。
- (6) 1971.1.23 ジョンソン国務次官からマイヤー駐日大使。国務省012338。極秘。
- (7) 1971.2.1 マイヤー駐日大使から国務省。東京00925。極秘。

民は之を知らしむべからず

梅林宏道

1973年10月5日、米空母ミッドウェーは、大きな抗議運動のなかで横須賀を母港にするために初入港した。横須賀母港に至る日米外交史は、多くの謎に包まれてきた。

ピースデポは、母港を巡る日米交渉の3年間を、機密解除された1970年—73年の米國務省公文書によって調査した。調査によって明らかになった母港化の歴史の真相は、母港化そのものの正統性を疑わせて余りある。主権者たる市民は、もっとも大切な部分の真実を知らされなかった。市民の立場からすれば、

「母港の決定は無効である」と言わなければならない。これらの事実が明るみに出ることが、危惧されている原子力空母の母港化が、同じような欺瞞のなかで進行することを許さないための大きな力となることを信じたい。前回までの内容：

- 覆った横須賀撤退の決定
- 予算逼迫の米軍
- 横須賀から撤退し佐世保に集約
- 原潜修理に6号ドックの継続使用
- 佐藤・モーラー会談
- 空母一隻の佐世保母港
- 海軍の右手は左手を知らない

それに対して、空母、空母航空団、第7艦隊旗艦、駆逐艦戦隊の横須賀母港と、横須賀の諸施設の返還（日本が運転）、佐世保の現状維持を想定したときの必要住宅数は、3438戸であった。したがって、住宅条件は満たされていると、ブローイン調査団は報告した⁽³⁾。

■マスコミを利用？

さて、横須賀撤退の方針をひっくり返す話を、日本政府との共同提案のかたちで実現しようと企てた米国であるが、その方針は混乱していた。國務省は、「大前提は、佐世保に集約するという12月決定と比較して、財政的に負担増にならない限りにおいて、横須賀をとりもどすという方針転換が許される」との趣旨をマイヤー大使に書き送った⁽⁴⁾。財政難でシーリングがいかに厳しかったか、米国の事情を窺わせる方針である。それに対して、「いったい何を考えているのだ」と言わんばかりに、マイヤー大使は厳しく反論した。

「数年間、海上自衛隊は艦船修理施設(SRF)を引き継ぐことができないので、米軍がそれを保持しようとしている。大部分が熟練労働者である1135人の雇用を継続し、少人数の米軍の人員も必要だ。その費用は年間1136万ドルに達する。」「佐世保を縮小しても、こんな費用は出てこない。」⁽⁵⁾

方針転換のための日本政府への理由づけは、「これは政策の変更ではなく、海上自衛隊が時間をかけてSRFを引き継ぐようにするためのものである」とする方針が固められた。そして、SRFの継続使用が確保できれば、第7艦隊旗艦に加えて母港軍艦を多くすることによって、米軍のSRFの使用頻度が当然増え、米軍の使用頻度が増えれば、日本政府が民間払い下げをしようとする勢力に抵抗する力を強めるし、自衛隊が引き継いだときの経済的負担を、米軍との契約で緩和することができる、と米国はシナリオを描いた。⁽²⁾

III 覆った横須賀撤退の決定(下) 翻弄される日本政府

■ブローイン調査団

1971年1月29日、ブローイン海軍中将が米太平洋軍のスタッフ数人を引き連れて極秘調査のために日本を訪れたとき、彼らの頭のなかには、すでに、空母の母港が念頭にあり、選択肢は佐世保と横須賀の両方であった。國務省の立場としては、この調査は可能性の検討段階のものに過ぎないことを、ジョンソン國務次官はマイヤー大使に強調した。⁽¹⁾

しかし、ブローインとマイヤーの結論は明快なものであった。彼らは、作戦上の見地から見たとき、佐世保から横須賀/厚木という複合基地へと在日米海軍の基本的配置を変更すること、空母任務群が横須賀に母港を定めること、が優れた選択であることは疑問の余地がない、と結論づけた⁽²⁾。問題は、ニクソン・ドクトリンに基づいて米軍を削減し、日本の防衛分担を強化するとして合意した、70年12月の日米合意と、いかにしてつじつまを合わせるか、であった。ニクソン・ドクトリンに基づく考え方は、批判派勢力も含めて、日本国内では共通認識として広く共有されていると、マイヤー大使は認識していた⁽²⁾。

脇道にそれるが、横須賀と厚木をセットにして考えていることに注意を喚起しておきたい。章を改めて書く予定である

が、空母母港化計画においては、当然のことながら、米海軍は空母艦載機の収容・訓練のために最初から横須賀と厚木飛行場をセットにして考えていた。

また、母港が話題になったとき、マイヤー大使は直ちに核兵器問題にふれ、「もう一つ、さらにホットな問題は核兵器の問題、とくに空母積載の核兵器の問題だろう」とジョンソン次官に書いていたことにも触れておきたい。核兵器問題については、その後重大な展開を見せるので、章を改めて論じる。

■横須賀の住宅は十分

ブローイン調査団の行った報告で、もう一つ重要な点は、横須賀に追加住宅を建てなくても、空母母港は可能であると予備的結論を導き出したことである。それによると、横須賀・横浜地域で利用可能な住宅は次の数であった。(横浜の住宅地区の一部が返還される予定であったが、代替が建設される約束なので、それも含めて数えている。)

地域	米海軍所有	基地外賃貸
厚木/上瀬谷	283戸	905戸
横浜	1,497戸	326戸
横須賀	614戸	659戸
計	2,394戸	1,890戸

米国側は、海上自衛隊のイタヤ提督(6)と外務省のヤスカワに日本側の反応を知るために、個々に接触してみる方針を立てた。しかし、母港の話は出さずに、横須賀に関する決定を撤回することに限って、打診することになった。(2)

この方針が立てられてから2週間経った2月14日、主要新聞の神奈川版に第7艦隊の佐世保への移転は延期、もしくは取り消される可能性があるという記事が突然に載った。外務省は、あわてて大使館に問い合わせ、大使館は知らないとしつつ、「12月合意のとおり、日米は協議を続けている」と国会答弁するよう日本政府に助言した。つまり、変更への伏線を敷いたのである。

新聞の情報源については明かではない。しかし筆者は、米軍ないし米軍の意向を汲んだ自衛隊が、話を切り出す背景作りのために、情報を流した可能性があると考えている。というのは、この期間に日本政府近辺では、SRFの民間払い下げ論が強まっていることが、米国に二度も報告されているからである。米国は、早くこの流れにブレーキをかける必要性があった。筆者は、この場面に限らず、複雑な交渉の局面局面で、メディアに情報を流す手法が利用されることを、今回の調査のなかで感じている。

■横須賀を再び主要 作戦港に

このように、政府側近の考え方を間接的に計測した米国は、それが佐藤首相や中曽根防衛庁長官の本心と違っているのではないかという印象を受けた。そこで正式に訓令を発して、単刀直入に

政府首脳に次の点の意向を打診させた。もちろん、母港問題は口に出さないように念を押した(7)。

- A. 横須賀基地をいずれは海上自衛隊が引き取るまで、米海軍が横須賀に残留するよう12月21日の計画を変更することに賛成か、反対か。
- B. 賛成なら、横須賀撤退計画の変更を公に支持する用意があるか。

日本政府は、日本政府から言い出したように形を作ろうとする米軍の意図には抵抗した。しかし、3月5日、外務省のヨシノ・アメリカ局長は、両国の利益という観点から12月21日決定を覆し、SRFを米軍が継続使用することに、大平外相も中曽根防衛庁長官も同意したことを米大使館に報告した(9)。この情報を得て、米本国はただちに共同声明作成にとりかかるように大使館に訓令を出した。

その中で米国防省は、究極的には横須賀を海上自衛隊に返還する意向であること、72年6月までのSRFの運転費用は米軍が出すこと、米海軍は横須賀を主要作戦港として継続使用すること、を交渉の前提として訓令した。

滑稽なことに、訓令には「米海軍が横須賀に期間延長して滞在することに日本政府が興味を示し、相互利益の観点からこのことについての共同声明を発表することを求めていることに鑑み、米国防長官は海軍が横須賀に継続滞在することを承認した」と書いている(10)。米国内的には、あくまでも日本政府に求められて計画を変更した、という姿勢を貫いているのである。その理由は、米軍の落ち度で計画変更に至っていることを糊塗する必要性があったことや、予算上の例外措置を要求するために日本側の事

情を強調する必要性があったことなどが考えられる。

その後、共同声明の内容について日米両国で駆け引きが続いた。そして、3月30日、両国は次の内容の共同声明を発することになる。

1. SRFの返還は1年延期する(72年6月末まで)。
2. 第7艦隊旗艦、第7潜水艦群の佐世保移転は行わない。

このようにして、母港問題を日本政府には伏せたまま、横須賀撤退の日米合意は100日にして覆され、横須賀が再び米海軍の主要作戦港となる基本路線が引かれたのである。

しかし、SRFを永久使用しようとする米国の策謀は、こんどは空母母港問題と絡みながら、さらに執拗に追求されることになる。(M)

文献:

- (1) 1971. 1. 23 ジョンソン国務次官からマイヤー駐日大使。国務省012338。極秘。
- (2) 1971. 2. 1 マイヤー駐日大使から国務省。東京925。極秘。
- (3) 1971. 2. 3 マイヤー駐日大使から国務省。東京1009。極秘。
- (4) 1971. 2. 3 在日米大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省018960。極秘。
- (5) 1971. 2. 5 マイヤー駐日大使から国務省。東京1068。極秘。
- (6) 名前が特定できていない日本人名は、カタカナで記した。以下同じ。
- (7) 1971. 2. 15 マイヤー駐日大使から国務省。東京1293。極秘。
- (8) 1971. 3. 3 在日米海軍司令官と在日米軍司令官へ国務省・国防省合同メッセージ。国務省034659。極秘。
- (9) 1971. 3. 5 マイヤー駐日大使から国務省。東京1983。極秘。
- (10) 1971. 3. 11 在日米大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省040995。極秘。

訂正:

前回の文献の(4)に誤りがありました。お詫びして次のように訂正します。
(4) 1971. 1. 21 マイヤー駐日大使からジョンソン国務次官へアイズ・オンリー。東京605。極秘。

民は之を知らしむべからず

梅林宏道

米空母の横須賀母港を巡る日米交渉の3年間で、機密解除された1970年-73年の米国務省公文書によって調査した。調査によって明らかになった母港化の歴史の真相は、母港化そのものの正統性を疑わせるものである。危惧されている原子力空母の母港化を阻止する一助となることを願って、欺瞞の歴史を明らかにする。

前回までの内容:

- ◆覆った横須賀撤退の決定
- ◆予算逼迫の米軍
- ◆横須賀から撤退し佐世保に集約
- ◆原潜修理に6号ドックの継続使用
- ◆佐藤・モーラー会談
- ◆空母一隻の佐世保母港
- ◆海軍の右手は左手を知らない
- ◆プロウイン調査団
- ◆横須賀の住宅は十分
- ◆マスコミを利用?
- ◆横須賀を再び主要作戦港に

IV 操られる情報: 隠蔽と歪曲と誇張(上)

■利用された佐藤首相

日本政府が空母母港を最終的に受け入れるまで、情報がさまざまに操作された。これまでの記述のなかで、佐藤首相の発言の扱いはそれを象徴するような例であった。いったん最高レベルの会議で決定し、共同声明まで発した横須賀撤退方針を覆すために、佐藤首相の発言が、米国内政治の舞台回しにフルに利用されたのである。

71年1月16日の佐藤・モーラー(統幕会議議長)会議のことはすでに書いた。そのときに、佐藤首相が「横須賀を米軍が保持し続けて欲しい」と述べたという言辞をこれまでの交渉を反古にするきっかけとした。

「明らかに、佐藤・モーラー会談が手がかりになる」とマイヤー駐日大使は、対策を練る冒頭に述べている⁽¹⁾。約1ヶ月後、安川外務大臣官房長が「佐藤首相がモーラー提督との協議のときに、緊急時に米軍が使用できるなど、横須賀を軍事的に効果的に使えるようにしておくことの重要性を強調しただけであって、米海軍の横須賀での活動を縮小する計画を変更することを意図したものではない⁽²⁾」とマイヤー大使自身に修正しているが、そのときはすでに遅かった。米国内では「首相の意向」、「首相の真意」と、葵の御紋のようにして、方針転換の意思統一を遂げる道具として一人歩きしていた。

マイヤー大使は「首相の関心があれば、(横須賀の継続使用は)政治的に可能であり、多分、日米協議の副産物として

扱えるだろう⁽³⁾」と述べ、国務省のブラウン東アジア担当は「佐藤首相の要請とあらば、長期的には佐世保に集約する方が得策であったとしても、横須賀の保持は可能であると思う⁽³⁾」と述べるありさまであった。

いっぽうで横須賀の民間利用の話が進むという現実のなかで、在日米軍や大使館筋は「日本のトップの意向」のレトリックと現実が合致していないことを認識していた。しかし、米国内では第7艦隊佐世保移転の日米共同声明を準備する訓令(71年3月11日)においても、「米海軍が横須賀に延長して滞在することに日本政府が興味を示し、相互利益の観点からこのことについての共同声明を発表することを求めていることに鑑み、米国防長官は海軍が横須賀に継続滞在することを承認した⁽⁴⁾」と述べていたことは、前回紹介した通りである。

■母港情報の伝達

ここで、空母の海外母港の計画、そして日本への母港計画、がどのように秘匿され、どのように伝達されていったか、大きな流れを整理しておこう。

1. 米軍内部での検討段階

70年7月1日にエルモ・R・ツムワルト海軍大將が、米海軍軍人の最高位である海軍作戦部長に就任したときから、ニクソン・ドクトリンのもとにおける空母海外母港の構想が検討され始めた。残念ながら、今回筆者が調査した国務省文書のなかには、この内部検討に関する直接

の情報は含まれていない。

2. 米国務省・大使館の検討段階

71年1月18日には、国務省・国防省連名で日本大使館宛、日本への空母母港を検討中であることを伝えた⁽⁵⁾。したがってそれよりも早い時期、つまり71年初頭には、国防省から国務省に対して協議を申し入れていたと考えられる。日本大使館は、意見を求められたが、日本政府には伝えないよう訓令された。

空母母港の可能性を意図的に隠して、横須賀の継続使用の対日交渉が行われた。在日米海軍にすらそれを知らせない方針が出された⁽⁶⁾。

3. 日本への伝達の段階

71年7月、来日したレアド国防長官が、中曽根防衛庁長官に、空母の横須賀母港を検討中であると伝えた。話題提示の形をとっているが、実際には国防長官は、大使館に日本側の反応を打診するよう求めた⁽⁷⁾。また、母港の可能性を防衛庁長官に伝えたことを、大使館が外務省にも伝えている⁽⁸⁾。

ただし、この段階では日本で報道は一切行われなかった。

4. 新聞報道で市民が知る段階

日本の市民が、空母の母港の可能性を知ったのは、71年12月16日付『ニューヨーク・タイムズ』紙の記事によってであった。日本政府は、国会で非公式の打診があったことを認めたが、正式の申し入れはないと強調した。

5. 米政府から日本政府へ正式要請

母港の要請が米政府から日本政府に対して正式に行われるのは、付随する諸問題がすべて水面下の折衝で解決してからであった(72年11月15日)。日本政府の承諾の回答は11月30日に行われた。その直前には、外務省から横須賀市長に、母港の正式の打診があり(72年11月5日)、市長は受入れを11月21日に回答した。⁽⁹⁾

文献:

- (1)1971.1.20 マイヤー駐日大使から国務省。東京543。極秘。
- (2)1971.2.18 マイヤー駐日大使から国務省。東京1413。極秘。
- (3)1971.1.22 国務省ウインスロップ・ブラウン東アジア担当から国務次官へ。極秘。
- (4)1971.3.11 在日米大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省040995。極秘。
- (5)1971.1.18 在日米大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省009367。極秘。
- (6)1971.1.19 国務省アレクシス・ジョンソン国務次官からマイヤー駐日大使アイズ・オンリー。国務省009045。極秘。
- (7)1971.7.11 米大使館から国務省。東京6720。指定不明。
- (8)1971.7.16 マイヤー駐日大使から国務省。東京6966。極秘。

極秘電報が暴く 米空母母港史の真相

民は之を知らしむべからず

梅林宏道
中村桂子

連載の再開

連載4回で中断していた本連載を再開します。

1951年9月8日に日米安保条約が署名されてから50年目を迎える中で、今日の日米安保体制の象徴的存在である日本を母港とする第7艦隊の空母について、その母港外交を検証する連載を再開できて、ホッとしています。新しいピースデポのスタッフ中村桂子さんが加わることによって、これが可能になりました。

前回までの内容：

覆った横須賀撤退の決定(上)

第109-10号(2000年3月1日)

予算逼迫の米軍 / 横須賀から撤退し佐世保

に集約 / 原潜修理に6号ドックの継続使用

覆った横須賀撤退の決定(中)

第111号(2000年3月15日)

佐藤・モーラー会談 / 空母1隻の佐世保母港

した。

この連載の内容は、米空母の横須賀母港を巡る日米交渉の3年間を、機密解除された1970年-1973年の米国務省公文書によって調査した結果によるものです。明らかになった母港化の歴史の真相は、母港化そのものの正当性を疑わせるものです。日米交渉の実態の解明が、危惧されている原子力空母の母港化を阻止する一助となることを願っています。(梅林)

/ 海軍の右手は左手を知らない

覆った横須賀撤退の決定(下)

第113号(2000年4月15日)

ブロウィン調査団 / 横須賀の住宅は十分 / マ

スコミを利用? / 横須賀を再び主要作戦港に

操られる情報: 隠蔽と歪曲と誇張

第114-5号(2000年5月15日)

利用された佐藤首相 / 母港情報の伝達

操られる情報: 隠蔽と歪曲と誇張(下) 「母港」という言葉

(上)のあらすじ

(上)においては、佐藤首相が「横須賀を米軍が保持し続けて欲しい」と述べたという歪曲された情報が米国内に流され、横須賀撤退方針を覆すのに利用されたこと、空母の日本母港化の最初の検討は、日本政府はおろか、在日米海軍にも知らせないで行われたこと、日本政府に意向打診が行われたあとにも日本の市民には知らせられず、日本の市民が初めて知ったのは、『ニューヨーク・タイムズ』の記事が最初であったこと、を述べた。

これらの例が示すように、日本の母港受け入れ決定までには、米軍内部での検討段階、国務省・大使館の検討段階、日本政府への伝達段階、そして新聞報道で一般市民が知る段階、の各段階において、さまざまな形で情報操作が議論され、実行された。事実は歪曲され、場合によっては隠蔽された。そして真実を知らされるべき市民のところにまで情報

が届いた時点では、情報操作がすべて終了した後であった。

こうした情報操作は、横須賀への空母母港化を実現しようとした米政府の手によって行われただけではない。国内での政治的インパクトを可能な限り回避して米政府の意向に添おうとする日本政府・外務省によっても行われた。まさに外務省は、米政府の出先機関の役割を果たした。

「前進配備」でなく 「母港」を

日本の国会でも議論されたとおり、米海軍の用語として、「母港」という言葉に厳密な軍事的な定義はない。現実には、「母港」を拠点として、軍艦の配備の期間や配備手当を計算するなどの実際の意味がある。その意味で、米軍艦の日本母港は、米国内とまったく区別のない母港である。

しかし、空母の母港史において、「母港」という言葉の使用をめぐるのは、方針

が二転三転した。

言葉の問題が最初に登場したのは1971年6月9日の大使館から国務省のメッセージである。横須賀母港の可能性を日本政府に知らせる際に事前協議問題を回避することが必要と国務省に指摘した大使館は、そのための最善のアプローチは、「空母や航空団の前進配備とわずに、前進地区への家族居住の考えを強調することである」と書いた。⁽¹⁾しかし、この議論は、すぐには具体的な形をとっては進展しなかった。

初期の内部文書においては、「前進配備(forward basing, forward deployment)」「母港」(homeporting)、「事前配備」(pre-positioning)という言葉が、ほとんど区別無く同義語的に使われていた。

たとえば、最初に、空母1隻の佐世保母港が検討されたときの文書は(連載)「母港」と書かれた。⁽¹⁾しかし、その約半年後、駆逐艦6隻の横須賀母港化が検討されていた時期には、「空母 / 空母航空団の前進配備」⁽²⁾および「空母の事前配備」という言葉が使われた。⁽³⁾

そんななかで、日本政府が米国大使館に対して「前進配備」という言葉を避けて「母港」と表現して欲しいと要請した。1971年12月3日、東京新聞が政府筋の話として空母の横須賀母港の記事を掲載した際に、外務省と外部からの問い合わせにどう対処するかを相談したときのことである。その理由は、「事前協議に関する協定が絡むかもしれないといういかなる含意も避けたい」⁽⁴⁾というものであった。

この時点で外務省が念頭においている「事前協議」問題とは、「配置における重要な変更」を指していると考えられる。空母の「前進配備」という表現は、当時のベトナム戦争の背景のなかでは、大型部隊の配置移動を意味することを恐れたのである。そして、日本はむしろ「母港」という言葉を選んだ。

「母港」から 「長期配備」へ

次に別の角度から、言葉の選択の問題性が認識された。そのきっかけとなったのは、1971年12月16日付ニューヨーク・タイムズ紙による「空母任務部隊」の横須賀母港の可能性の記事であった。「空母母港は戦術核の持ち込みを意味しない」⁽⁵⁾非公式な打診であり日本政府

は態度を決めていない」との政府からの否定のコメントにもかかわらず⁽⁵⁾、結果は国会での核論争になった。これに対し、大使館は「前進配備」ではなく「母港」という言葉を使ったことによって、核兵器が日本に配備されるという議論を直ちに引き起こした、と言葉の使用に問題があったことを指摘した。⁽⁶⁾

こうした日本の反応を背景に、1週間後、マイヤー大使は、日本の特殊事情に米政府が十分な注意を払うことが有益であると国務省に伝えた。⁽⁷⁾

そして、マイヤー大使は、類似する3つの言葉を比較した。そして日本政府にとって、もっとも望ましい言葉は「長期配備 (extended deployment)」であると結論づけた。「『長期配備』または『長期展開』は日本の現状にもっとも合っており、大使館や在日米海軍で使われている。日本のマスコミはこれを『母港』と同義語に使う傾向があるが、我々の立場から考えると、『母港』という言葉にまつわる困難な状況を避けるためには、この言葉をこれからも使っていくのがよいと考えている。」⁽⁷⁾

二番目に好ましいとしてマイヤー大使が挙げた用語が「母港」であった。そして最後に、「前進配備」をもっとも好ましくないとした。これがもっとも好ましくない理由を、マイヤー大使は次のように説明した。

「政府内の反対勢力から事前協議が行われたかどうか、言いかえれば、日本政府が特定の軍艦の入港を認めたかどうか、を追及されるおそれがあるので、『前進配備』という言葉は、日本政府に嫌われている。日本政府は、このような米軍艦の動きを、事前協議が必要とされる事項だと認識していない。そして普通には日本政府は、いかなる大きな母港問題も協議し、実務的な政治的扱いのなかで合意することを望んでいる。しかし、事前協議という法的枠組みの合意に縛られたくはないのである。」⁽⁷⁾

ここにおいても、「事前協議」として議論されているものは、「配置における重要な変更」にかかわるものである。

この文書が国務省に送られたのち、大使館や国務省から出される文書の多くが「空母の長期配備」という言葉を使用するようになった。しかし内部文書には「長期配備 (母港)」「空母配備」「母港」等も同義語として使われており、統一されてはいない。

これまでの記述で明らかなように、「母港」の言葉いじりの背後には、「核の持ち込み問題」と「配置における重要な変更」という二つの問題が絡んでいる。72年6月時点で書かれた国務省内部メモは、次のように記している。「横須賀の空母母港化は我々にいくつかの政治的問題を提示する。それは『事前協議問題』と『核問題』である。」⁽⁸⁾ここで言う「事前協議問題」とは正確には「配置における重要な変更」の問題である。

「母港」という言葉の使用によって、不必要な困難を日本との間にもたらすことは望ましくないという認識は、72年8月にハワイで行われた重要な大平外相・ジョンソン国務次官会談でも確認された。会談後の調整を大使館に指示する国務省からの文面では、日本国民全体が日本国内の米海軍の母港化に対し過敏であることにより「長期配備」という言葉が「国外母港化」または「前進配備」という言葉より「無難な言葉」として発展した経緯が説明されている。⁽⁹⁾

「長期配備」から「海外居住」へ

72年10月7日付のこの国務省文書は、言葉の問題について、さらに新しい展開があらわれることを予告していた。「母港」という言葉に起因する問題をさらに少なくする方法について、海軍と国務省が検討を加えていることを明らかにし、「海軍は現在、『長期配備』や『母港』を『第7艦隊家族居住計画』と呼ぶという提案をしている」⁽⁹⁾と書いているのである。

1972年11月末、空母母港化計画は大詰めを迎えた。この時期には、乗組員の海外家族居住計画といった側面をさらに強調するようになっていた。

大使館は、ミッドウェー母港受け入れの正式合意(72年11月30日)の直前、日本政府が見解として、「この動きは本質的にはミッドウェー乗組員の家族の移転を伴うのみであり、ミッドウェー自体の配置転換ではない」と強調したことに触れている。さらに、日本政府が「母港」という言葉のみならず、以前は「望ましい」としていた「長期配備」という言葉の使用も避けることを希望したことが明らかになっている。

「日本政府は『海外居住』または『海外家族居住計画』という言葉の使用を強く望んでいる。そして米政府の公表文書

にも同様の言葉が使用されるよう要請している。」⁽¹⁰⁾

こうした日本政府の希望に対し、大使館は、公表文書の書き直しを国務省に勧めた。これに従い、米国内で日本の母港受け入れが発表されたときも、この「家族居住」という言葉が使われた。⁽¹¹⁾

「配備」という言葉が事前協議問題をひきおこす、と日本政府がその理由として述べたことを引き合いに、大使館は国務省に以下のように求めた。「長期配備」という言葉がどのような公式発表でも使われないよう強く要請する。これはミッドウェーの件に関し、我々が要求したものにたどり着く努力に全面的に協力している日本政府のたつての希望である。長期配備や母港という言葉は米側が使用してしまうことにより、ミッドウェーの滑らかな航海が危うくされてしまう危険がある。報道機関はこれら両方を使うことになるだろう。すべての米側の公式発表は横須賀に乗組員の家族が移住というシンプルな表現に固執するよう最大限の努力が払われるべきである。」⁽¹²⁾

このように、言葉の選択は母港化に付随する重要な政治問題を避けるために、日米両政府によって画策されてきた。日本政府は今でも「母港」といわずに「いわゆる母港」と言う。多くのマスメディアもそれに従っているが、このような歴史を知れば「母港」と言い切ることが重要であろう。

「母港」という言葉を選んだ言葉の選択が、核兵器持ち込み問題と関係して、いかに重要な意味を持つかは、次回以降に詳しく述べる。

文献:

- (1) 1971.6.9 スナイダー駐日公使から国務省。東京05455。極秘。
- (2) 1971.1.18 大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省009367。極秘。
- (3) 1971.7.14 ジョンソン国務次官から大使館。国務省127468。極秘。
- (4) 1971.12.3 マイヤー駐日大使から国務省。東京11967。秘。
- (5) 1971.12.17 マイヤー駐日大使から国務省。東京12434。指定なし。
- (6) 1971.12.21 マイヤー駐日大使から国務省。東京12500。極秘。
- (7) 1972.1.28 マイヤー駐日大使から国務省。東京00977。秘。
- (8) 1972.6.29 国務省内部メモ。ロナルド・スピアからエド・デイ。極秘。
- (9) 1972.10.7 大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省184073。極秘。
- (10) 1972.11.29 インガソル駐日大使から国務省。東京12667。秘。
- (11) 1972.11.30 インガソル駐日大使から国務省。東京12867。極秘。
- (12) 1972.12.12 インガソル駐日大使、シュースミス公使から国務省。東京13217。秘。

極秘電報が暴く 米空母母港史の真相

民は之を知らしむべからず

梅林宏道・中村桂子

前回までの内容：

- 覆った横須賀撤退の決定
第109-10号(2000年3月1日)
第111号(2000年3月15日)
第113号(2000年4月15日)

- 操られる情報：隠蔽と歪曲と誇張
第114-5号(2000年5月15日)
第147号(2001年9月15日)

核付き事前協議、そして黙認(上)

ホットな核兵器問題

核問題にかかわる懸念は、空母母港化の話が打診された当初から、常に米政府側の念頭にあった。連載ですべて述べられているように、1971年1月18日、6隻の駆逐艦と1船隊の参謀、そして追加として空母1隻の佐世保母港が検討されているという極秘情報が国務省から大使館に初めて伝えられた。⁽¹⁾この報告を受けて後、ジョンソン国務次官に宛てた返答のなかで、マイヤー駐日大使は、空母母港に伴うもっとも重大な懸念材料として、核兵器の問題を即座に指摘した。「さらにホットな問題は核兵器の問題、とくに空母積載の核兵器の問題だろう。」⁽²⁾

その翌日、マイヤー大使は、空母母港化に対する日本の予測される反応について国務省に回答した文面で、「困難な核兵器の問題」の存在を繰り返した。「日本では他の軍艦より空母に核兵器が搭載されている可能性が高いと考えられている。空母は確かに最近では、あまり大きな問題を起こさずに横須賀や佐世保に寄港してきた。しかし、空母が日本を母港にしたことはかつてなかった。母港となれば、核兵器を搭載しているかどうかの問題は、容易には避けられないであろう。大使館の判断では、今後この問題は日本における非常に本質的な政治問題として続く。」

同文面でマイヤー大使は、佐世保と横須賀を比較し、核兵器問題を考えるならば、横須賀のほうが地の利を得ていると結論づけた。「佐世保と比較して、基地の広さや市街区域からの距離から考えて、おそらく横須賀のほうが目につきにく

い。このように、横須賀での母港化は可能であるとしながらも、マイヤー大使は、「首脳レベルでの日本政府からの同意とともに、注意深く探っていくことが必要である」と示唆した。⁽²⁾また、同日付けのブラウン東アジア担当から国務次官への覚書においても、核兵器への疑惑とそこから派生する政治的問題は、母港化に伴う懸念事項の一つとして指摘されている。⁽³⁾

この10日後、連載で述べられたように、ブラウイン調査団の訪日の際に、横須賀への空母の母港化が優れた選択であると確信したマイヤー大使だが、同時に、母港化に伴い、日米安保条約上の事前協議に関する問題が浮上することを明確に指摘した。「空母の母港は事前協議の取り決めにおける核兵器の持ち込み(イントロダクション)の問題を発生させるだろう。これは、我々も日本政府も、絶対に避けたいところだ。」⁽⁵⁾

母港の特殊性

マイヤー大使が事前協議を問題にした背景には、核兵器問題についての日米間で結ばれた条約の問題があった。よく知られているように、日米安保条約に基づき、核兵器の日本への持ち込みは事前協議の対象になる。そして日本政府は「持ち込み」には、核兵器搭載戦艦の領海通過や寄港を含めるとし、事前協議があれば核兵器の持ち込みを拒否する、と国民に対し繰り返し説明してきた。またこれをさらに進めて、事前協議がない以上、核の持ち込みはない、という論理を繰り返してきた。

米国民も、日本政府のこのような方針を知っていた。例えば、1971年12月12日付

の『ニューヨーク・タイムズ』に横須賀母港化の記事が掲載された後、国会では核兵器疑惑をめくり議論となったことは前回で触れた。そのとき佐藤首相が、非核三原則厳守を繰り返して、「もし核兵器のイントロダクションについての事前協議があれば、すべての場合において、その答えが否定的なものであることは明白である」と述べたことが、大使館から国務省に報告されている。⁽⁶⁾

ところが、実際は、すでに1963年4月に、ライシャワー駐日米大使と大平外務大臣の間で、「核兵器を積んだ艦船の領海通過や寄港は、事前協議の対象とはならない」という解釈について合意がなされていたことが、1999年に公表された公文書で明らかになっている。(日本政府はこのような合意は知らないと現在でも否定している。)

大切なことは、空母の母港問題は、この大平・ライシャワー合意で処理できる範囲を超えていたことである。「母港」の概念は、あきらかに大平・ライシャワー合意で言及されている領海通過でもなければ寄港でもなく、むしろ、米側がイントロダクションの一形態であると説明している「配置(プレイス)」に限りなく近い概念であった。

この問題を避けるため、ジョンソン国務次官は核抜き母港の検討を国防省に依頼した。1972年6月29日の国務省内部メモにより、ジョンソン次官がレアド国防長官に対し、「東アジアに関する代案の可能性、核兵器を搭載しないで日本に空母を置くことの評価、事前協議と日本への核兵器の持ち込み(イントロダクション)に関する見解」を尋ねたことが明らかになっている。⁽⁷⁾

レアド長官の拡大解釈

これに対するレアド長官の回答は、核抜き母港の可能性を明白に否定するものであった。レアド長官からロジャース国務長官に宛てた手紙の中で、「我々はこの代替案を注意深く検討した。しかし、軍事的に現実的ではないし、法的にも必要のないことである」と述べている。

軍事的に現実的ではないという論拠を、レアド長官は次のように説明した。

「日本を母港とする空母に核兵器が搭載されないことは、その軍事的有用さを本質的に損ない、同じ戦域にいる他の

生物兵器禁止条約 (BWC)

米国、議長テキストを拒否 - - 再検討会議に暗雲

杉島正秋 (朝日大学)

核能力を持った部隊に作戦上の支障をきたす。このような能力の低下は米国、日本共に望むところではない。さらに、米国の世界的な観点から見て、この問題に関して日本の要求を飲むという先例をつくると、世界中の他の国々から同様な要求が出てくる可能性がある。そうなれば、最終的には海洋核抑止力の重要な部分の存続に対する脅威となるかもしれない。^{〔8〕}

また、法的な側面に関しては、大平・ライシャワー合意を持ち出して、次のように主張した。

「法的には、日本政府とのこの問題についての交渉の記録はきわめて明確である。1963年4月にライシャワー大使が大平外相とこの問題を議論したとき、大平外相は、『日本の領海や港にいる軍艦に搭載されている核兵器の場合には、事前協議条項は適用しない』というライシャワー大使の理解を確認した。それ以来、この解釈に異論を唱えた日本政府はいない。^{〔8〕}

このリード見解には巧妙な文脈のすりかえがある。つまり、大平・ライシャワー合意においては、その妥当性は別として、通過や寄港という一時的な核兵器の持ち込みを事前協議の対象から外すという確認をした。それを、軍艦上にさえ載っていれば、たとえ日本を拠点として居座っていても、持ち込みに当たらず、事前協議の対象にならないという拡大解釈をしたのである。

リードの洞察

リード長官は、日本への核の持ち込みに関して、ジョンソン次官とは異なる見解を強調した。

リード国防長官が、日本に核付き母港を認めさせるべきだと考えた背景には、日本の指導者層にその素地があるという彼の洞察があった。彼は日本の指導者層の核兵器に対する考え方について興味深い指摘を行っている。

「核兵器問題に関しては、政府の内外において、責任感と思考力のある日本人が、我々の軍艦のうちの数隻に核兵器が搭載されている可能性を受け入れていると信じている。^{〔8〕} ニクソン・ドクトリンにより、我々の重大な責任の一つは、極東地域に核の盾と信頼できる抑止力体制を提供することである。日本は確実に、自国に米国の核の傘が必要である

7月25日、ドナルド・マーレイ米軍縮大使は、ジュネーブで生物兵器禁止条約 (BWC) の追加議定書案を審議している BWC 締約国アドホック・グループの会合で、3月末にトット議長 (ハンガリー) から締約国へ提示された議長テキスト (本誌143号参照) について論評し、これでは BWC 遵守に対する信頼を強めるというアドホック・グループの任務は達成できないと述べた。大使は、議長テキストで構想されている検証措置では、BWC の検証能力が向上しないのみならず、国家安全保障や企業活動にかかわる情報の漏洩が生じる危険があることなどに言及し、テキストが米国にとって受け入れがたいものである、というかねてから非公式には伝えられていた否定的評価を公けにした。

米国が議長テキスト不支持を明言したことで、アドホック・グループの作業は暗礁に乗り上げ、毎会期末に採択していた作業報告書も採択できぬまま8月18日未明に閉会した。マーレイ大使は、米国が BWC の強化について新たなアプローチを数カ月以内に提案する意向であると述べたものの、公式の提案はまだ行われていない。ブッシュ (父) 政権は、BWC への検証措置導入について BWC の検証は不可能であるとの立場から消極的であったが、検証懐疑派の高官たちに囲まれた「孝行息子」米父の立場を踏襲した、ということであろうか。

こと、そして我々が核を装備し、訓練を受けた軍隊を配備する必要があることを認識している。^{〔8〕}

ここに現れているリードの認識は、まず第一に空母が核兵器を積んでいることを当然の前提としていること示している。そしてさらに、日本の指導者層が、核の傘のために核搭載が必要であると考えているに違いない、との確信を示しているのである。

その後、リードの拡大解釈にそって、日本への説得が行われることになる。

アドホック・グループが議定書案のとりまとめに失敗したことで、この11月19日から12月7日にジュネーブでの開催が予定されている第5回 BWC 再検討会議では、BWC 強化の方策について、検証措置導入の可否も含めた文字どおりの再検討が不可避となった。

この間、日本政府は、大量破壊兵器不拡散の観点から BWC への検証措置導入を積極的に支持してきたが、交渉担当者が言明していた「米国が受入可能な検証体制を構築する」という目標は達成できなかった。第5回再検討会議へ日本がどのような姿勢で臨むのかは、現時点では不明である。

BWC 発効から25年以上が経過し、BWC 締約国は140を超えている。ところが、BWC が広汎な国際社会の支持を獲得しているかのように見える一方で、条約違反への懸念、たとえば締約国による生物兵器の開発・製造などへの疑惑は一向に消滅する気配がなく、生物兵器禁止体制への信頼感が締約国の増大に比例して高まっているとはいいがたい。この奇妙な事態に歯止めをかけることができるかどうか、来るべき再検討会議にあたり締約国に課せられた重大な任務といえよう。(なお、外務省は近年、Review Conference を「運用検討会議」と訳しているが筆者は従来の「再検討会議」の方が適切と考え、この名称を本稿でも用いていることを申し添える)

文献:

- (1) 1971. 1. 18. 在日米大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省009367。極秘。
- (2) 1971. 1. 21. マイヤー駐日大使からジョンソン国務次官。アイズ・オンリー。東京605。極秘。
- (3) 1971. 1. 22. マイヤー駐日大使から国務省。東京00625。極秘。
- (4) 1971. 1. 22. ウィンスロップ・ブラウン東アジア担当から国務次官へ。極秘。
- (5) 1971. 2. 1. マイヤー駐日大使から国務省。東京00925。極秘。
- (6) 1971. 12. 21. マイヤー駐日大使から国務省。東京12500。極秘。
- (7) 1972. 6. 29. 国務省内部メモ。ロナルド・スピアからエド・デイ。極秘。
- (8) 1972. 6. 17. 国防省からウィリアム・ロジャース国務長官。7210529。極秘。

極秘電報が暴く 米空母母港史の真相

民は之を知らしむべからず

梅林宏道・中村桂子

前回までの内容：

- 覆った横須賀撤退の決定
第109-10号(2000年3月1日)
第111号(2000年3月15日)
第113号(2000年4月15日)
- 操られる情報：隠蔽と歪曲と誇張
第114-5号(2000年5月15日)
第147号(2001年9月15日)
核付き事前協議、そして黙認(上)
第148号(2001年10月1日)

核付き事前協議、そして黙認(下)

(前回)空母の母港化にともなう事前協議問題の打開策として、大平・ライシャワー合意の拡大解釈が提示されたことは前回述べた。核抜き母港案を否定したレアド長官は、通過や寄港といった一時的な核兵器の持ち込みを事前協議対象外とした大平・ライシャワー合意の文脈を巧妙にすりかえた解釈を打ち出し、母港化にともなう核の持ち込みも事前協議の対象とはみなさないと主張した。

ハワイ・クイリマ会談

レアドの拡大解釈にそって、実際に日本政府に核付き母港を認めるよう説得する役目を負ったのがジョンソン国務次官である。

1972年8月31日、ハワイ・ホノルルのクイリマ・ホテルで会談が行われた。出席者は、米側からジョンソン国務次官とマイヤー大使の後任のインガルソル駐日米大使、日本側から大平外務大臣、鶴見外務大臣官房長、牛場駐米大使、大河原駐米公使であった。

ジョンソン次官は次のように論旨を展開した。まず、西太平洋における米空母の配備は「日本に対する核の傘の重要な一部である」と述べ、その重要性を強調した。つまり日本が米国に求めている「核の傘」の提供義務を果たすためには、空母の西太平洋展開を維持することが不可欠であるという論理を展開し、横須賀における空母母港化へ日本の理解と協力を求めた。⁽¹⁾次に、日本に空母母港があることの運用上の有用性を訴えた。ベトナム戦争後を睨んで、米国は財政的逼迫から西太平洋に展開している空母の数を削減せねばならない状況にあり、空母を能率的に使う方法を模索する必要があると説いた。

「現在、6隻の空母がアジアで作戦行動についています。一般的に、1隻の空母を配置につけるためには、乗務員の米国本土の家族への訪問や物資の供給・

修理のために、さらに2隻がバックアップとして必要とされています。つまり、1隻の空母を西太平洋に配置するためには3隻の空母が必要となるのです。…予算の逼迫を理由に、私達は艦船の数を現在の16から12に減らそうとしています…ベトナム戦争の終結後は、西太平洋に3隻の空母を維持する態勢にもどる予定です。」「⁽¹⁾

また、乗務員の家族が展開地の近くに居住し、兵士達が家族にしばしば会するという確信を持っていることが必要だとジョンソン次官は説明した。

「地中海では、空母の母港化によって、家族が展開地域近くに住むことが可能にし、空母をさらに有効利用するために、ギリシャ政府とのどきめがありまたイギリスやドイツとの間のどきめも検討されています。」「⁽¹⁾

家族の問題と、空母の効率的運用を強調する議論は、その後日本の国会で展開される政府の説明とそっくりである。

加えて、日本の理解を得るために、ジョンソン次官は、他の軍艦が、その時点で概に日本を母港としている実績を例にあげ、母港化の有効性を強調した。

この意味では、日本自身が外堀を埋めていたことになる。

「母港」は「寄港」の延長

こうして、母港化のもたらすさまざまな利点を列挙したジョンソン次官だが、一

方で本質的な状況には何ら変化はないということを繰り返した。母港化によってもたらされる結果とは、乗務員の家族の海外居住と寄港回数の増加だけである、と彼は強調した。

「現在の状況と何が違うかといえば、家族がサンディエゴではなく、横須賀に居住するということだけです。空母は現在と同じように、横須賀への寄港・出港をします。唯一の違いは横須賀地区での800世帯の増加ですが、それは現在使用できる住居施設の範囲内です。新しい空母母港化により追加の建設工事が行われるということもありません…」現在私達の空母の横須賀滞在日数は、月平均で6、7日です。それが月平均で15、16日の滞在に増えるだけのことです。「日本政府に財政的な負担増加はまったくありません。「この動きの中で、一つとして一般市民の注意を引くような劇的な変化はないでしょう。」「⁽¹⁾

このように巧みに「母港」は「寄港」の延長にあることを誘導したのち、ジョンソン次官は核問題を切り出した。

事前協議を切り出す

「私達は、この動きは相互安全保障条約で定められた事前協議を必要とする事項ではないとの見解をもっています。ですから日本政府に公式にこの動きに関して許可を求めることはしません。」「⁽¹⁾とジョンソン次官はいきなり結論をのべた。しかし、これは、逆に事前協議を問題とする可能性をもった話題の切り出しでもあった。

そして、大平・ライシャワー合意に言及してこう述べた。

「1963年大平外務大臣のライシャワー大使との協議に関する限り、私は状況の変化はまったくないと考えます。日本に船を配置(station)しようとしているのではないのです。家族がそこにおいて、前より頻りに寄港するだけの話なのです。」「⁽¹⁾

会談の終盤、ジョンソン次官は「この機会を利用して決定や意見を外相から求めようとしているわけではなく、この問題に注意を喚起したいだけなのです」と語った。⁽¹⁾

このように、ハワイ会談は「核兵器持ち込みに関する実質的な事前協議」の打診であったと考えるべきであろう。ポールは日本政府の手に渡されたのである。協議は、内場大使、インガルソル大使、

そしてやがて外務省アメリカ局長に赴任した大河原公使により継続されることとなった。

日本政府、核容認へ

1972年10月13日、シュースミス駐日米公使と担当参事官は外務省を訪問し、大河原良雄アメリカ局長と松田慶文安保条約課長の臨席のもと、交渉を開始した。ここでもホルル会議でのジョンソン次官の説明同様、米国側は、空母母港化が有益であると再度繰り返した。

「米国の提案の基本的な目的は、アジアの安全保障に貢献している第7艦隊の効率的な役割を維持することである。米国政府は、日本政府が第7艦隊の配備の継続が、近い将来においてこの地域の安全保障にとってきわめて重要なものであるという我々の見方を共有すると確信している。」²⁾

そして1963年の合意に関しても、ジョンソン次官により提示された拡大解釈論がそのまま繰り返された。

「米政府は、ホルルでジョンソン次官が指摘したように、この計画が1963年に大平外務大臣とライシャワー大使で協議されていた状況を変えるものではないと考えている。我々は母港を『配置 (stationing)』とはみなしていない。」²⁾

このように、母港化とは本質的に横須賀居住の家族数の増加に過ぎず、空母の横須賀への寄港という本質は現在の

まま維持されるのであり、日本に空母が配置されるわけではない、と繰り返した米国側の説明に対し、日本政府の反応は以下のように記録されている。

「駐米公使が指摘した1963年協議に関して、大河原(局長)は、米政府はどのように理解しているのかと質問した。公使は、一時通過の艦船は日本政府との事前協議が必要な状況を発生させないと米政府は考えている、と回答した。大河原(局長)は問題をそれ以上追及しなかった。」²⁾

日本政府に意志さえあれば、このときが実質的な事前協議として活用できる瞬間であった。

にもかかわらず、日本政府は核持ち込み問題に対して口をつぐみ、それ以上の追及を行うことはなかった。この協議の場において、米国側は日本政府に対し、大平・ライシャワー合意についての見解の提示を求めたのであり、実質的には正式の事前協議になりえた会談であった。しかし、インガソル大使が報告の中で要約したように、日本政府はこの時に秘密裏に核付き母港を黙認したのであった。

「外務省の代表は1963年の大平・ライシャワー会談問題には軽く触れただけであり、日本政府は基本的に米政府の要求を受け入れる姿勢であることを示した。」²⁾

そしてこの時以来、母港をめぐる日米折衝のなかに、核の持ち込み問題が登場することはなかったのである。

再び「言葉」の問題

ここで改めて、「母港」という言葉の問題に立ち返っておこう。

米国側が、空母が核付きのまま母港にするに際して強引に日本政府を説得した、以上に述べたような経過を知るとき、空母の「母港」という言葉を、日本政府が使いたがらないのもっとも重要な理由に、読者は気づくであろう。

つまり空母は「母港」化であってはならないのであって、単に「寄港」が増えるだけの乗組員の「海外家族居住計画」でなければならないのである。なぜならば、外交責任者が、新たな核問題が浮上するのを避ける唯一の形式は、63年の大平・ライシャワー密約を拡大適用することであったからである。「寄港」の増加と理解することによって、核付き母港を事前協議の対象から外すことができた。日本政府は今でも、公式には「海外家族居住計画」と言い、簡略化したときにも「実質的母港」と言う。

文献:

- (1) 1972. 8. 31 ハワイのクイリマ・ホテルにおける会談覚書。極秘。
- (2) 1972. 10. 16 インガソル駐日大使から国務省。東京11026。極秘。

訂正:

▼！操られる情報:隠蔽と歪曲と誇張(2001年9月15日)に文中に欠落がありました。お詫びして次のように訂正します。

6ページの最終段落冒頭に「次に別の角度から、言葉の選択の問題性が認識された。その」の一文が入ります。

極秘電報が暴く 米空母母港史の真相

民は之を知らしむべからず

梅林宏道・中村桂子

前回までの内容:

- 覆った横須賀撤退の決定
第109-10号(2000年3月1日)
第111号(2000年3月15日)
第113号(2000年4月15日)
- 操られる情報:隠蔽と歪曲と誇張

- 第114-5号(2000年5月15日)
第147号(2001年9月15日)
- 核付き事前協議、そして黙認
第148号(2001年10月1日)
第150号(2001年11月1日)

葬られた厚木騒音問題

横須賀と厚木は ワン・セット

1971年1月に浮上した空母1隻の母港案は、必然的に、付随する艦載機をどこで降ろすのかという問題を含んでいた。すでに横須賀母港の妥当性が念頭にあったマイヤー駐日大使は、国務省にあてた電文の中で、候補となる飛行場を比較検討している。

「艦載機をどこで降ろすのか。板付は実質上民間が経営しており、71年7月1日からは日本政府が滑走路の運転経費を負担することになっている。岩国は海兵隊の航空群ですし詰め状態である。厚木は71年7月1日より海軍航空施設になる。」¹⁾

まもなくこの疑問に明白な答えが提示された。連載第3回で詳しく述べたように、極秘調査のため日本を訪れていたブローイン海軍中将一行と、日本での海軍再編に関して全面的な議論の場をもった大使館は、10日後、横須賀と厚木に海軍の主要部隊を集約することが最善の策であるという結論に達した。

「主要な海軍の配置を佐世保から横須賀/厚木へと変更すること、そして空母任務群を横須賀に母港とするこの作戦上の価値に疑問の余地はない。」²⁾

ブローインとマイヤーにより導かれたこの答えで注目すべきことは、横須賀と厚木が、ワン・セットの海軍基地として見られていることである。そしてこの結論が出されて以後、日米政府間で議論された横須賀空母母港化計画はすべて、空母艦載機の収容・訓練に厚木飛行場を使用することを前提として、議論が進め

られていった。例えば、重大な懸念事項の一つであった空母母港に伴う住宅の検討は、艦載機の航空団を含めて議論されてきた。

米が厚木返還合意の 撤回を要求

空母母港化を念頭におき、厚木飛行場の受け入れ態勢を整えようとした米海軍の懸念事項は、1970年12月21日にSCCで合意された米海軍から日本政府への厚木の返還であった(連載第1回参照)。日米共同声明によって、71年7月1日をもって、厚木は地位協定で定められた4bステータス、すなわち日本政府が管理し、米軍が一定条件下で共同使用する状態へ移行することが決定されていた。米海軍作戦部長は、この返還合意を反故にしたいと考えた。

「まだ空母母港の決定はなされていないとしながらも、海軍作戦部長は空母母港を見越して、米軍が厚木を4aで保持することを要求している。」³⁾

4aとは、米軍が管理し、米軍が使用しないときに日本政府が共同使用するものである。

実際、この時点で空母の横須賀母港の方針が決定していたわけではなかった。しかし厚木返還を反故にしようとした米側が、近い将来の空母母港化における厚木の有用性拡大を念頭に置いていたことは明らかである。米側は、日本との共同使用が始まれば、厚木の使用において、従来とは異なりさまざまな制限や制約を受けるだろうと予測していたのである。そこで横須賀の空母母港化にとも

ない、厚木の利用が増加しても任務が滞りなく遂行できるパーキング・スペースなどの収容力と、米海軍が法的保護のもと、最大限の自由度をもって任務を行える環境が厚木において整っていることが必要だと考えた。したがって、米側は合意されていた基地返還、ステータス4bへの移行を中止し、4aステータスを望んだ。⁴⁾

しかし実際には、日本政府は、民間による厚木飛行場の利用をすでに始めていた。

「日本政府は、昨年の夏の厚木の限定的使用の実施の例のように、東京周辺の航空機の過密飛行を軽減するために、厚木飛行場の民間使用計画を進めている。そのため、厚木はさらなる問題を提示する。」²⁾

このような状況であったから、マイヤー大使は、70年12月21日のSCC決定をまたもや覆すことになること、厚木地域の緊迫した地域政治が自民党に返還を迫らせていることと、日本政府は計画されている厚木の民間利用を確保しようとしていることを挙げ、返還合意の変更は「政治的に無理」と判断した。そして、「これが現状で日本ができる精一杯であり、米国の本質的な要求を満たしているものだと考える」⁵⁾と4bの承認を国務省に勧めた。

こうして、71年6月7日の会議には、厚木の4bでの合意通り返還を実施することに落ちついた。しかし、この過程で、米軍は、「共同使用体制下においても...最大限の作戦上の自由を確保したい」⁴⁾という要求を、日本側に認めさせた。

日本:騒音は3倍、 しかし「問題にならない」

空母母港計画をすすめるうえで、厚木騒音問題の認識に関する違いが米政府と日本政府との間に存在することが浮き彫りになっていった。

まず、1972年10月13日、米大使館と外務省代表の間で長期配備案に関する協議が始められた。その中で、日本政府側は、当初、空母母港化による厚木の使用の増加と「騒音問題」への懸念を表明した。

松田慶文安保条約課長の使用頻度に関する質問に対し、米側は「使用頻度は横須賀港に寄留する期間の増加に比例しての増加に過ぎず、月に15-16日程

度であると推定されると答えた。(6)

これに対し、松田は、「政府による空母寄港の調査では、過去の平均が月あたり5日である」と述べ、「母港化による予測される厚木の使用頻度は過去のおよそ3倍になるだろう」との見解を示した。(6)

明らかに、日本政府はこの時点で、厚木地区での騒音が悪化することを認識していたのである。

ところが、これに続けて、大河原良雄アメリカ局長が、「厚木地区の住民は飛行場の騒音には敏感であるが、おそらく日本政府が横須賀に空母を受け入れることについては、大した問題にはしないであろう」(6)と述べたことが記されている。これは、厚木周辺住民が、横須賀母港と厚木での騒音を結びつけて重大問題視することはないとの認識を示したものである。

同日、日本政府は母港受け入れの条件として三点を示したが、その中に騒音問題は入っていなかった。

「大河原は、日本政府は長期配備に関する米政府の希望に沿う方向であるが、横須賀空母母港化に付随する三点の問題で米政府の協力を要請したい」と述べた。(6)

三点とは「追浜の水域返還」「SRF(艦船修理施設)」「そして「長坂射撃場問題」であった。

米国：繰り返し騒音を懸念

米側は、騒音問題に関しては、日本政府より強い懸念を抱きつづけた。米側は、当初から厚木の騒音を重要視しており、日本政府に対し、その懸念を繰り返し表明した。厚木の騒音は、対処が困難な問題であり、空母母港化計画を推進していく際の大きな障害の一つになることが予測された。米側は騒音を「空母母港化提案のもっとも機微の問題」(9)ととらえていた。そのような米国にとって、日本側の「事務的な姿勢」は驚きであった。

「大使館は、機微に触れると考えられる可能性のある空母母港化提案に対する、外務省代表の率直で事務的な姿勢に感銘を受けた。」(6)

米国にそのような印象を与えたのは、外務省が、騒音問題を他の三点と同じように「扱いやすい問題」として事務的に扱ったのである。(6)後に述べるように、このとき米側は、日本政府は騒音問題を

「マイナー」な問題と考えていると理解した。(7)

こうして厚木の騒音問題が空母母港化に付随する重要な問題として議論されることのないまま、母港化の協議は大詰めを迎えた。72年10月25日に、インガソルはこう記している。

「空母/空母航空団の長期配備に関する大使館と外務省の協議は継続しているが、今やすべての関連問題は早期に解決しそうだ。」(7)

そして、日本政府が、当初から厚木の騒音問題を「マイナー」な問題として認識していたこと、そしてこの時点においてはすでに厚木の騒音を問題として認識しなくなっていたことを明らかにしている。

「日本政府は最近、当初から『マイナー』な問題と説明していた、厚木の騒音問題に言及することはなくなっている」(7)

それでも米政府は、最後まで厚木騒音に対する懸念を示した。72年10月31日に、米側は、厚木の騒音問題について、わざわざ日本政府の意向を再確認したのである。これに対する松田課長の答えは、厚木の騒音問題がすでに日本政府内で解決済みであることを明言するものであった。

「大使館の政治/軍事担当参事官が、松田に向かって、厚木の騒音問題がもち上がって障害となりはしないかと尋ねた。松田は、日本政府はその問題に対処したと答えた。したがって、以前報告した追浜の水域の返還、長坂射撃場問題の解決をもって、空母母港化にもなう問題はすべて満足できる結論に達した。」(8) こうして、核問題と並び、横須賀空母母港化に付随する重大問題の一つである厚木騒音問題は、日本政府自らによって不問とされたのであった。

こうした日本政府の意向を受け、インガソルは、「今をもって空母母港問題はすべて解決した」と記している。(8)

再三の「言葉操作」

さらに、厚木の騒音問題の表面化を防ぐために打ち出された画策は、再び、言葉の操作であった。これに先立ち、社会党の大出議員により、厚木騒音問題が指摘されており、厚木周辺の市民が空母母港化に異を唱える動きが出始めることが懸念された。したがって、前述の大河原局長の発言のように、横須賀の空

母母港化は空母艦載機の母港化に繋がっているという事実を歪曲し、厚木地域の市民の目が空母母港化計画からそらされるように策が練られた。

この動きを受け、72年11月6日、国務省は大使館に次のように指示している。

「これからの議論で、大使館も日本政府も、空母の長期配属が空母航空団の配属をも含むことを印象づけないようにし、空母母港化提案のもっとも機微の問題に、不必要に一般市民の関心をひかないようにするべきである。おそらく市民は空母航空団を空母の一部だと考える。したがって我々は空母航空団が別の部隊であるとおおやけに言及して注意を喚起するべきではない。」(9)

前述したように、ここで「機微の問題」とされているのは、まぎれもない騒音問題である。

空母の航空団に市民の関心を向けさせない意向は、日本の国会でも踏襲されている。1973年3月29日の内閣委員会議録によれば、大出議員と大河原局長の間で、空母艦載機の乗務員に関するやりとりが記録されている。

「...ミッドウェーの関連で、飛行隊関係の方々が六百くらい移ってくるという状況じゃないんですか」との大出議員の質問に対し、大河原局長は次のように答えた。

「飛行隊というのは、ちょっと私、念頭にございませんけれども、ミッドウェーの乗組員の家族は、この夏以降、横須賀並びにその周辺に居住することになる、こういうふうに承知いたしております。」

飛行隊が念頭にないというのは、不可解な答弁である。

文献：

- (1) 1971. 1. 22. マイヤー駐日大使から国務省。東京00625。極秘。
- (2) 1971. 2. 1。マイヤー大使から国務省。東京00925。極秘。
- (3) 1971. 5. 27. マイヤー大使から国務省。東京04997。極秘。
- (4) 1971. 6. 2。国務省・国防省から大使館への合同メッセージ。国務省097095。極秘。
- (5) 1971. 6. 4。マイヤー大使から国務省。東京05308。極秘。
- (6) 1972. 10. 16. インガソル大使から国務省。東京11026。極秘。
- (7) 1972. 10. 25. インガソル大使から国務省。東京11374。秘。
- (8) 1972. 11. 9. インガソル大使から国務省。東京11700。極秘。
- (9) 1972. 11. 6. 国務省から大使館。国務省201972。極秘。

極秘電報が暴く 米空母母港史の真相

民は之を知らしむべからず

梅林宏道・中村桂子

前回までの内容:

- 覆った横須賀撤退の決定
第109-10号(2000年3月1日)
第111号(2000年3月15日)
第113号(2000年4月15日)
- 操られる情報:隠蔽と歪曲と誇張
第114-5号(2000年5月15日)

- 第147号(2001年9月15日)
- 核付き事前協議、そして黙認
第148号(2001年10月1日)
第150号(2001年11月1日)
葬られた厚木騒音問題
第151号(2001年11月15日)

SRF(艦船修理部):隠れた主役(上)

SRF返還決定の日米合意

1970年12月21日の日米安保協議委員会(SCC)は、在日米軍の横須賀撤収、基地削減という劇的な決定で幕を閉じた。しかし、この歴史的な合意は、わずか3年足らずの間に、大型空母による横須賀の事実上の母港化へと、まさに180度の変化を遂げた。

その過程は、撤退合意から一転しての空母母港化、といった無理筋を通そうとした米政府と、それに追従した日本政府による隠蔽や欺瞞に満ちたものであった。その中でも、終始大きなテーマでありつづけたのが横須賀SRF問題であった。米軍にとって母港化実現の最大の障害であったSRF返還合意が、覆されていった過程を追う。

12月21日の日米共同声明は、6号乾ドックを除く1号から5号までの乾ドックなどの艦船修理施設を、71年6月末までに日本へ返還すると確約した(連載第1回参照)。この背景には、財政難に直面し、ニクソン・ドクトリンによる軍の効率化を目指していた米海軍の姿があった。

合意に至るまでの間には、日米両政府による駆け引きが続いた。米側は、SRFのほとんどすべてを、自衛隊、民間のどちらが引き継いでもよいから早急に返還したいという意図をもっていた。それに対し、日本側は、自衛隊の引き継ぎには十分な資金、人員がまかなえないと考え、いずれは民有をめざし、暫定処置として自衛隊が米軍と共同使用する構想をもった。

日本人従業員の解雇問題

SRFをめぐる問題の一つは、基地で働く日本人従業員の問題であった。基地の横須賀撤収は、すなわち労働者の大量解雇を意味し、労働組合などからの強い反対が予期された。そのため、日米両政府は終始、日本人従業員への解雇通告の問題を懸念した。

70年11月27日の第1回基地検討委員会で、米側は基地の撤収に伴い、6ヶ月間で約10,000人の日本人の解雇予定があると説明した。このとき、日米で解雇通告の認識に明らかな差があることが明らかになった。財政的に一日でも早く身軽になることを望み、45日解雇事前通告を主張した米国に対し、労働者の反発を恐れた日本側は90日解雇事前通告を強く主張し、米側の配慮を求めた。

「(1971年)1月18日までに公表したいという米側の希望にとつての最大の難問は、米国の主張する45日ではなく、解雇の90日事前通告という日本側の強い要求である。」⁽¹⁾

日本側の意向を受け、90日事前通告を受け入れることで、横須賀基地撤収に伴う困難を軽減するべきと考えたマイヤーは次のように国務省に提案した。

「90日事前通告を強く勧める。なぜなら現在進行中の計画を妨害する、政治的扇動や労働者の不安、ストライキなどを軽減するからである。」⁽²⁾

マイヤー大使は「全駐労働者 基地従業員労働組合」の代表は現在、左翼系労働組合の総評議会である『ソーヒョウ』の代表である。彼は日米両政府に問題を起こさざるをえないだろうと日本の労働

組合との関係にも言及した⁽³⁾

こうして、解雇通告90日という日本側の主張がのまれた。

返還撤回は「自衛隊への長期移行計画」

連載第2、3回で詳しく述べたように、SCC合意を根本から覆す試みが画策されることになったのは、決定からわずか26日のことであった。空母1隻の佐世保母港案の浮上と、横須賀撤退の変更が可能になったことを併せて、米軍内では横須賀の空母母港化構想が歩み出していた。主要な海軍の配置を佐世保から横須賀に変えることの作戦上の価値、空母任務群を横須賀に母港とする価値に疑問の余地はない、と結論づけた米側であったが、最大の問題は12月21日のSCC合意との非整合性であった。

米側は横須賀基地削減計画の変更は、日本政府内でどの程度の一致があるのか明確でないにせよ、「日本政府にとって肯定的なもの」という印象を持っていた。例えば、マイヤーは、「海上自衛隊には3-4年間SRFを米軍が維持し、その後これらの施設を徐々に引き継いでいくことを望んでいる兆候がある」と書いている。⁽⁴⁾

このような背景のもと、マイヤーはSRF返還の撤回を正当化する立論をした。マイヤーの念頭には追加艦隊の母港化があり、海自への長期移行計画を打ち出すことにより、母港化への伏線を引くという意図が読み取れる。

「その際、日本政府が新しい立場をとりやすくする最大の方法は、この変更が政策変更ではなく、自衛隊がSRFの大部分を取得することを可能にする長期移行計画であると強調することである。米国は追加艦隊の母港と第7艦隊旗艦の横須賀維持を正当化できる。さらに、このようにしてSRFの需要が追加されると、日本政府が民間移転に抵抗する論拠ともなる。さらに、移行期間の後半では、米軍は海自に修理の契約をするので、経済的に海自への全面移行がやりやすくなる。」⁽⁵⁾

米国は、日本政府の意向を明確に知る必要性から、SRF返還合意の変更を、政府首脳に直接打診した。米側は横須賀の空母母港化の可能性には一切触れずに、自衛隊による引き継ぎを前提とした米海軍の横須賀残留に対する見解

地平線

(エッセイのコラム)

じっくり自分たちの位置を確かめよう

同時多発テロからの世界で、問われているのは自然観

湯浅一郎 (ピースデポ理事)

一回性としての生命体のかけがえのなさが実感できる。

にもかかわらず宇宙に奇跡的に生まれた知的生命体である人間は、生物としての宿命を負いつつも、無限の欲望を制御できないまま、自らの生存基盤をも脅かしかねない力を科学技術によって獲得し、その力を同類同士の殺戮にまで利用する愚かな行動を続けている。

2001年9月11日、アメリカで起きた同時多発テロをして「世界が変わった日」という言い方がある。アメリカの威信

が揺らぎ、事件を契機に、「テロ撲滅」を大義としてアメリカが国際社会を味方に引き連れて暴力による政治へ突き進んでいる。戦争の世紀からの脱却を夢見た世界中の民衆にとって、21世紀もまた同じではないかという失望をもたらしたことは確かである。しかし、反面ではアメリカの一国主義的体質は何一つ変わらず、日本も含めG8と呼ばれる国々が経済のグローバル化によって、世界の富の偏在と、大部分の貧困を常態化させている。その限りにおいて、9月11日を境にして何の変化も起こっていない。何も変わっていないことを見据える立場で行動することが求められているのではない。

ここで問われているのは、遠回りに見えるかもしれないが、自然観、宇宙観ではないかという気がしてならない。1945年8月のヒロシマ、ナガサキ、2001年9月のニューヨーク、これらを宇宙から見たとき、どの様な光景として見えたのか。自然の営みの普遍性と不変性に比べ、人の営みの愚かさが見えてくるようだ。昨年の後半、私は、こんなことを想いながら、西日本の軍港の街で、自衛隊の海外派兵反対の行動に明けられていた。

21世紀の始めの年は「戦さ」に満ちた年であった。しかし、そんなことなどおこまいなく、地球は、物理の法則に則って太陽を回る周回軌道を動いている。海辺では、地球流体に働く万有引力により、潮汐が規則正しくくり返され、生物は潮汐のリズムに従ってそれぞれの営みを続けている。地質年代で考えれば、これらも変遷を遂げているが、私たちの時間から見れば、不変の営みである。

地球以外にも、銀河系のどこかに知的生命体は生存しているだろう。しかし、それらが直接的に交流するには、宇宙はあまりにも広大である。地球型生物は、太陽系をはなれてその生存を維持することはまず考えられない。そして、地球に生物が生まれた環境も、いわば偶然性が重なって、奇跡的につくられたものである。例えば水が、固体、液体、気体と形を変えつつ、循環する温度条件を備えた星は地球を置いて他にはない。太陽と地球の位置関係が少しでもずれていけば、炭素を軸とした有機物から生物が生まれてくる過程は大きく異なっていたはずだ。私たちは、地球という星の持つ奇跡的な位置をもっと認識する必要がある。その時、

を求めた。⁽⁶⁾

日本政府は、世論の反発を懸念したが、「相互理解と相互合意」を強調するならば、と米軍のSRF継続使用を受け入れた。⁽⁷⁾日本政府は返還の延期に合意し、SRF返還の1年延期(72年6月30日まで)の共同声明が発せられた(71年3月30日)。

空母母港計画を日本政府には伏せたまま、米軍のSRF永久使用への策謀が動き始めたのである。

4、5号ドック、切り離しへ

自衛隊による引き継ぎに向けた準備が続けられてきたが、1-3号ドックの引き継ぎの可能性は見ていたものの、4、5号ドックに関しては困難に直面していた。

「海自は予算と人員の不足により来年6月までに残りの(4、5号ドック)施設を運転するには至らない。次に、現在の法律の解釈では海自が米艦船のメンテナンスや修理はできない。」⁽⁸⁾

海自による引き継ぎ体制が整う見込みがないと判断した米側は、4、5号ドックの

継続保有を希望した。その背景には、民間との契約ベースによる共同使用に対する疑念があった。70年のSCC合意以前、日本側からの問いに対し、返還後の引き継ぎは民間、自衛隊のどちらでもよいと答えた米政府であったが、母港化計画が浮上したこの時期には、民間との契約による海軍のSRF使用に対して、否定的な見方を表わすようになった。

「日常の修理業務は民間業者との契約でまかなうことが可能かもしれないが、米海軍の艦船独自の特別警備態勢や専門技術が要求される修理力は手に入らない。加えて、米海軍の要求への対応力が、軍事的配慮より商業的な目的を重視する日本の民間契約業者の自由裁量に任されることになる。」⁽⁹⁾

近い将来の母港化を念頭においていた米軍にとっては、これも当然の結論であった。

こうした動きに対して、日本側は当初、米海軍に十分な修理施設を提供する必要性を認識しているとしながらも、日本国内での政治的、商業的利害に基づく反発を懸念し、抵抗を示した。しかし、そ

の後、日本政府は「米軍が正式に要求すれば、4、5号乾ドック返還延期に日本政府は同意する意思がある」と米の要求を受け入れる姿勢を見せた。⁽¹⁰⁾この時点では、日本はすでに空母母港計画を知らされていた。

こうして、1-3号ドックと4、5ドックを切り離して、後者の返還延期の線で交渉を進める路線が米側に確立した。

文献:

- (1) 1970. 11. 28. マイヤー駐日大使から国務省。A-1143。極秘。
- (2) 1970. 12. 3. マイヤー大使から国務省。東京9733。極秘。
- (3) 1970. 12. 18. マイヤー大使から国務省。東京10249。極秘。
- (4) 1970. 12. 20. マイヤー大使から国務省。東京10271。極秘。
- (5) 1971. 2. 1. マイヤー大使から国務省。東京925。秘。
- (6) 国務省・国防省合同から在日米海軍司令官と在日米軍司令官。国務省034659。極秘。
- (7) 1971. 3. 5. マイヤー大使から国務省。東京01983。極秘。
- (8) 1971. 10. 20. ウォレン・ナッター国防次官補からマーシャル・グリーン国務次官補への手紙。極秘。
- (9) 1971. 10. 7. シェルデン氏への覚書。
- (10) 1971. 11. 16. マイヤー大使から国務省。東京11447。秘。

極秘電報が暴く 米空母母港史の真相

民は之を知らしむべからず

梅林宏道・中村桂子

前回: SRF(艦船修理部):隠れた主役(上) 第156号(2002年2月1日)

SRF(艦船修理部):隠れた主役(下)

返還求める地域の反発

海上自衛隊による4、5ドックの引き継ぎは困難だろうとの見通しを持った米国は、これら2つを無期限に保有する策を検討し始めた。最大の懸念事項は、政治的、商業的利益に基づいた地域の反発であった。

自治体や企業は、早い段階から返還後のSRF民有化を前提として、これを地元経済再編の好機とする動きを見せていた。返還一年延期という1971年3月30日の決定は地元には受け入れられないものであった。延期を伝える日米共同声明の発表後、横須賀市は、「整理統合計画が3ヶ月で改められたことに不信」を直ちに表明し、SRF民間引き下げが、72年7月以降にさらに延期されるようなことがないよう要望した。

日本政府はまた、民社党の曾禰益議員(神奈川2区選出)に代表される、地元利益の代弁者からも強い要請を受けていた。曾禰は造船業界を管轄する運輸大臣にも要請をしていた。70年12月の返還決定以降、住友造船への払い下げを前提とした既成事実が進行していた。

マイヤー大使は、国務省に当たった電文の中で、繰り返しこのような地元勢力の反発を説明した。

「基本的な問題は地域の反発である。とくに長野横須賀市長と県知事、国会議員、そして商業的利益からのものだ。」
「住友による乾ドック4、5号民営に向けた計画が現在ますますであり、調整期間なしでは現時点でこれを変えるのは極めて困難である。」⁽¹⁾

マイヤー大使は、曾禰議員や長野市長から提出されていた要請文などに言及し、次のように続けた。

「横須賀市民は、海軍が、市民が反対

している乾ドック4、5号の自衛隊による使用を計画しているのではないかと疑念を抱いている。...繰り返し返されるSRFの処遇に関する変更により、市民は気まぐれに扱われていると強く感じている。そのため、横須賀では海軍への抵抗が強まっている。」⁽¹⁾

関東計画・佐世保との取引

1971年12月3日付東京新聞の一面に、政府筋の話として空母の横須賀母港の記事が掲載された。続いて、12月17日の朝日新聞が、前日のニューヨーク・タイムズに掲載された「空母任務部隊」の横須賀母港の可能性の記事を紹介した。日本政府は、最終的な態度は決めてはいないとしながらも、この話題で日米間の非公式な話があったことを認めた。国会は母港化に伴う核持ち込み問題で騒然としていた。

このような状況下で、米大使館は、SRF返還の無期限延期に向けた画策をしていた。

4、5号ドックの継続使用を日本政府に切り出す方法として、マイヤー大使が国務省に送った提案は、4、5号ドックの返還延期の交渉をする際に、他の基地再編の一部のように見せかけ、他の基地返還からくる利益を取引材料にすることにより、それらの無期限保有を可能にするという内容であった。

「12月の終わりに、外務省、防衛庁の高級官吏に関東計画について知らせるべきだと大使館は考える...交渉はまったく進んでいないが、これによって、目に見える形となることで、SRFの4、5号乾ドックの継続使用の話が進めやすくなる。」横須賀SRFの乾ドック4、5号の米軍保持に向けた、外務省による最近のプ

ロセスは進んでいないが、それを達成するのに、他の基地再編の結果の一つであるように見せるのがもっともよい。」⁽²⁾

日本政府は好意的な反応を示した。吉野局長は外務省の意向を以下のように伝えた、と報告されている。

「吉野は外務省がSRF(4、5号乾ドック)の継続使用を関東計画⁽³⁾の詳細発表と同時に公表したいと考えていると確認した。しかし、外務省はSRFの払い下げを求める民間との関係で問題を抱えており、我々に強く佐世保パース施設の返還の同時発表をも提案した。」⁽⁴⁾

この外務省提案に大使館は検討を約束し、可能であれば提案を受け入れる姿勢を示した。これに対し、国務省は佐世保返還をSRF交渉に結びつける判断を大使館にゆだねた。

「軍転法」が効いた!

民間運営の方向で動きだしていた地域政治を説得するためには慎重な対応と時間が必要であるというのが、大使館、そして日本政府の結論であった。

そのときに、判断の重要な根拠の一つとなったのが「旧軍港市転換法」(以下「軍転法」)であった。つまり「軍転法」により定められた審議会のメンバーである横須賀市長と神奈川知事が、米軍の提案する4、5号に関する変更の受け入れに反対すれば、1-3ドックの自衛隊への移転さえも不可能になるといったことが危惧されたのである。

『旧軍港市転換法』では米軍から返還されるとき、日本の海軍基地は、通常は平和目的に転換されなければならない。決定は、横須賀市長と神奈川知事がメンバーであるところの審議会によってなされる。もし、これら2人が乾ドック1、2、3号ドックの自衛隊への移転に反対すると、それは不可能になる。したがって、防衛庁と外務省は、米海軍によるドック4、5号の無期限保有は、市長や地元の関係者に反対されてはならないと確信している。」⁽¹⁾

今日から見ると、米軍基地の跡地を自衛隊が使っていることは珍しくない。しかし、当時米軍がこのような懸念を抱いたのは見当はずれではなかった。そのことを説明しておこう。

「軍転法」とは、1950年に制定された法律である。旧軍港市である横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市を平和産業都

市に転換し、平和日本達成に役立つことを目的としている。米軍から返還された旧帝国軍用地であった国有財産のうち、一定の基準を満たすものは審議会においてその処理の是非が決定される。返還された国有財産(土地、工場)を自衛隊が使用する「所管換え」も、この審議会に付議する対象となる。

しかし興味深いことに、筆者らの調査によると、この「所管換え」が審議会付議の対象となったのは、1972年12月14日以後であった。⁽⁵⁾つまり、米側が横須賀市長と神奈川県知事に対して慎重な説得が必要であると記した同年2月2日の時点で、米側は、返還された土地の自衛隊による使用が、近い将来に審議会の付議対象事項になることを、すでに知っていたことになる。

外務省が、米大使館に極めて緊密な情報提供を行っていたことを窺わせる。いずれにしても、軍転法が米軍の思惑通りに行かない役割を果たした。

「米海軍の大権」を振りかざす

こうした背景で米軍の出した結論は、1-3号ドックを自衛隊に返還し、米海軍が4、5号ドックをしばらく継続保有し、返還方法については継続協議するという趣旨の声明を発表することであった。作成された共同声明の草案は、以下のようであった。

「協議の結果、SRFは、(a) 乾ドック1-3号と関連施設は1972年6月末までに日本に返還され、返還後は米海軍が適切な共同使用の取り決めのもとでアクセスできるように、海自の管轄にされる。そして、(b) SRFの残りの部分に関しては、迅速な協議が行われると了承された。」「協議が終了するまで現在のまま米軍が保有、運転し、双方が満足できる結論を得たときに日本に返還する。」⁽⁶⁾

共同声明草案作成後の72年2月8日、曾禰議員らの呼びかけで、江崎防衛庁長官、丹羽運輸相、福田外相、佐藤首相が集まり、SRF返還問題を協議した。その中で、佐藤首相は、6号ドック以外の米海軍の要求を満たした最終的な返還合意まで、すべての交渉における行動中止する決定をくださった。この決定は、1-3号ドックの返還中止をも意味していた。

唐突に見える、この佐藤首相の決定の背景は、入手された文書のなかでは、

必ずしも明かではない。しかし、少なくとも二つの要因が考えられる。

第一に、1-3号ドックが自衛隊に返還されたとしても、米軍の要求する共同使用の条件が厳しすぎて、返還の利点なしと判断せざるを得なかった。米艦船の修理を海自が引き受けることにより海自が収入を得るという理由付けが当初米側から示されたが、実際は法的解釈上、海自による米艦船のメンテナンスや修理は不可能であった。

第二に、4、5号ドックで米軍の真意が見えてきた段階で、1-3号のみ自衛隊に返還することは、「軍転法」審議会の中で了解が得られないだろうと判断せざるを得なかった。

佐藤首相の判断を受け、2月18日の国務省・国防省合同メッセージでは、合意への遅れへのいらだちの現れであろうか、「米海軍の大権」を持ち出して、日本政府の合意への賛同を促した。

「大使館は4、5号ドックおよびSRF内のその他の修理施設の管理運営に関する米海軍の確固たる要求を満たすように働きつけなければならない。」「日本側が、米軍の要求について確認する権利があることを、大使が充分認めることは大切である。しかし、満足のできる修理能力とか対応能力とかの定義は、純粹に米海軍の大権に属する。」⁽⁷⁾

こうして日米での話し合いが重ねられた結果、1972年3月30日、以下の共同声明が発表された。

「乾ドック1-3号(日本政府が海自の管理運営を考えている) SRFの残りの部分(日本政府は返還後の民間運用を考えている)も、日米両国間で、米海軍の艦船修理等の要求を完全に満たすような適切な共同使用の取り決め、または契約にいたるまで、継続協議とする。そしてこれらの施設は、協議が相互に受け入れられる結論に達したときに、日本政府に返還される。その間、米海軍が現状通りにこれらの施設の保有、運転を継続する。」⁽⁸⁾

これは実質上米軍による無期限使用を許したものであった。

追浜の水域返還で妥協

10月3日には、長野横須賀市長が空母の母港受け入れを表明した。市長は、SRFの返還を当面断念し、取引として、かねてから地元経済界からの要望があがっていた追浜の水域の返還と、長坂

射撃訓練場の使用協定の変更とを合わせて求めたと考えられる。

インガソル大使は次のように、日本側から提示された母港受け入れの条件を国務省に伝えた。

「大河原(良雄アメリカ局長)は、日本政府は...3点の問題で米側の協力が必要であると言った。まず、横須賀市長が、商業用桟橋を設置するために、追浜の水域の返還を求めている。...次に、SRFに関しては、防衛庁は、1-3号ドックの12月からの共同使用を求めている。そして、4、5号を民間船舶修理会社に使用を許す共同使用とすることを希望している。...最後に、横須賀の長坂射撃訓練場は...米軍が使用協定を年間106日から50日に減らすことができれば、自衛隊の射撃場を市へ返還することが可能になる...」⁽⁹⁾

つまり日本側は、1-3号ドックを4aで海自との共同使用、4、5ドックを4aで住友との共同使用、と提案したのである。これは、事実上、当面の返還をあきらめたことを示す。

4、5号乾ドックの民間との共同使用でも、米海軍が「スケジュール管理権や優先使用権」「付属工場の、ゆるぎない占有的な管理権」⁽¹⁰⁾をもつことを強調しつつ、米側は、これらの提案を受け入れる姿勢を表明した。

このようにして、1970年のSRF返還決定は、米側の満足のゆく形で覆され、現在に至るまで全ドックの米軍管理が続いている。なお横須賀市は、現在もSRF返還要求の立場は変えていない。

文献:

- (1) 1972.2.2. マイヤー大使から国務省。東京01116。極秘。
- (2) 1971.12.6. マイヤー大使から国務省。東京12001。秘。
- (3) 関東計画は72年1月6~7日に米国サン・クレメンテで開かれた日米首脳会談(佐藤・ニクソン)の席上で米国により提案され、1月10日に帰国した福田外務大臣により発表された。73年1月23日、第14回SCCで合意された。
- (4) 1972.1.21. マイヤー大使から国務省。東京00723。秘。
- (5) 1972年12月14日、「『旧軍港市転換法に基づく国有財産処理標準の取扱細目について』通達の一部改正について」が出された。
- (6) 1972.2.4. マイヤー大使から国務省。東京01230。極秘。
- (7) 1972.2.18. 国務省・国防省合同メッセージ。国務省29521。極秘。
- (8) 1972.3.24. マイヤー大使から国務省。東京03067。秘。
- (9) 1972.10.16. インガソル大使から国務省。東京11026。極秘。
- (10) 1972.10.25. ロジャース国務長官から大使館。国務省194169。極秘。

極秘電報が暴く 米空母母港史の真相

民は之を知らしむべからず

梅林宏道・中村桂子

前回までの内容:

- 覆った横須賀撤退の決定
第109・10号(2000年3月1日)、第111号(2000年3月15日)、
第113号(2000年4月15日)
- 操られる情報:隠蔽と歪曲と誇張
第114・5号(2000年5月15日)、第147号(2001年9月15日)
- 核付き事前協議、そして黙認
第148号(2001年10月1日)、第150号(2001年11月1日)
- 葬られた厚木騒音問題
第151号(2001年11月15日)
- SRF(艦船修理部):隠れた主役
第156号(2002年2月1日)、第165号(2002年6月15日)

トップシークレットが示す 逆転の真相

横須賀への空母母港決定の前段で、米海軍は横須賀撤退という劇的な削減策を出していた。安保問題での日米の最高レベル会議である日米安保協議委員会(SCC)において、それはいったん合意された(1970年12月21日)にもかかわらず、米国側が強引に一方的な方針転換を行ったことは、本シリーズの冒頭に論じたとおりである。

背後に何があったのか。トップシークレットに分類された一つの国務省内部文書からその謎に迫る。その文書は、国家安全保障委員会(NSC)に提出するための1972会計年度の米国防省予算の検討資料(1970年7月20日付)である。⁽¹⁾
(以下、単に「機密文書」と呼ぶ。)

230億ドルの財政赤字

「機密文書」によると、1972会計年度(1971年10月から1年)に予想される財政赤字は、230億ドル(当時の円レートで8.3兆円)の巨額にのぼる情勢であった。71会計年の歳出規模は、2130億ドルであり、そのうち国防費は740億ドル(約35%)という数字で推移していた中に、この数字を置いてみる必要がある。現在のブッシュ政権で軍事費が急増したと言われる2003会計年の軍事費でも歳出の約17%である(本誌158・9号)。財政の中で軍

事費の負担がいかに大きかったか、想像できるであろう。

71会計年の歳出赤字は、すでに150億ドルと見積もられていたから、このままでは歳出赤字幅がさらに80億ドル(3兆円)増加することになる。赤字の解消に、増税や国防費以外の支出削減も検討された。しかし、「機密文書」によれば、「30億ドルの削減すらも政治的には困難であり、議会によって拒否されるだろう」という情勢であった。

その背景には、1972年が大統領選挙(11月)の年であったことを見逃すことができない。72会計年予算の影響は、直接に選挙運動期間に現れるからである。

ベトナム撤兵

このように、問題のSCC決定が行われた70年末における米政府は、国防予算の削減が至上命令になっていた。

国防計画検討委員会(DPRC)は、NSCに提案するために、いくつかのシナリオを想定して国防予算の削減を検討した。当然のことながら国防費の削減は、国際環境に大きく作用される。ベトナム戦争の推移が、一つの大きな決定要因であった。

ベトナム戦争からの撤退は、すでに政府方針となって実行されていたが、「機

密文書」は、次ページの表のような数字をもって、戦費の削減を計画した。

表を見て分かるように、72会計年予算では、南ベトナムとタイへの派兵人員を、71年予算の約30万人から17万人へと半減に近い撤退を行い、さらに北爆・南爆などのための航空機の出撃回数に関しては、71年予算の月約16,000回から11,000回へと約30%削減した計画を立てている。このようにして追加戦費を120億ドルから80億ドルへと約40億ドル軽減させる見込みであった。

このような数字に現れる戦争からの撤退事態を、横須賀を含む在日米海軍との関連で見るとどうなるであろうか。

ベトナム戦争の空爆に参加する空母(当時は攻撃空母(CVA)と対潜空母(CVS)の二種類があった)やその護衛艦は、頻りに横須賀、佐世保に寄港していた。日本の米海軍基地は文字通り、ベトナムでの戦闘の後方支援基地であった。したがって、兵力の削減や出撃回数の削減は、直接的に後方支援体制の軽減につながる。このような状況下で、在日米海軍を大幅に削減するプランが上級司令部である太平洋軍(CINCPAC)から出されても当然であった。

「機密文書」からは、米海軍の全体的状況を、もう少し具体的に読みとることができる。

一般目的部隊

DPRCは、国防費の削減計画を戦略部隊と一般目的部隊の二つの部門に分けて検討した。戦略部隊とは、戦略核の三本柱(爆撃機、大陸間弾道弾、戦略原潜)を中心とする核兵器関連部隊である。この二つの部門は、大ざっぱに言って同程度の財政規模をもっていた。ベトナム戦争そのものは、主として一般目的部隊によって闘われていた。もちろん、当時の空母は核兵器を搭載していたことも含めて、米軍は多くの戦術核を持っていたことを忘れてはならない。

72会計年の予算において一般目的部隊を、(a)30億ドル削減する場合、(b)60億ドル削減する場合、が検討された。そのそれぞれにおいて、海軍・海兵隊関係の具体的な削減内容は次のようなものであった。70会計年の現状と比較して、CVAを15隻体制から(a)では12隻へ、(b)では11隻へ、またCVSを4隻体制から(a)も(b)ともゼロにする。つまり7~8隻

の空母の削減である。

さらに空母を護衛する戦闘艦は、(a) (b)とも240隻体制から170隻体制まで、海軍部隊を運ぶ水陸両用任務部隊は1+1/3任務部隊であったものを1任務部隊に削減する。ちなみに、(b)シナリオの場合、国防省全体の人員数は、70会計年の440万人から71会計年は360万人、72会計年は320万人と減少し、2年間で実に120万人の人員削減を覚悟しなければならなかった。

海軍部隊の削減の多くは、東南アジア配備からの撤退と関係する部分であった。つまり責任司令部である太平洋軍は在日米海軍の大幅縮小を決意するに十分な状況であったのである。

謎を解く手がかり): 戦略部隊

以上によって、SCCが70年末に、米海軍の横須賀からの事実上の撤退を決定した理由は、分かるであろう。

しかし、本シリーズ（第110号）で述べたように、わずか1か月後に「海軍の予算状況が好転したので、横須賀を閉鎖して佐世保に集約するという決定を見直す可能性が開けた」（モラー統幕議長）⁽²⁾という情勢の急転が告げられている。これは何を意味するのだろうか。

モラー統幕議長（海軍大将）が予算の好転を口にしたのは、母港化計画を進めるための口実であったという解釈は成立しにくいことは、シリーズで述べた通りである。では、本当の理由は何であったのだろうか。

「機密文書」は、この謎に直接的な回答を与えている訳ではない。しかし、そこには有力な手がかりが記述されている。ここで私たちは、戦略部隊の動向に着目したい。

上述したように、国防予算の動向は国際的な安保環境に大きく左右される。安保環境の一つの大きな要素はベトナム戦争の戦況であることはすでに述べた。これまでの検討は、国防費の削減を、もっぱらベトナム撤兵とそれに伴う一般目的部隊の削減に頼るものであった。

もう一つの重要な要素は米ソの戦略交渉の行方である。より具体的には、当時進行していた戦略兵器制限交渉（SALT）と対弾道ミサイルシステム制限条約（ABM条約）に関する交渉の行方である。

ベトナム戦争に関する想定

（年度末兵力と年度平均出撃回数）

会計年	70	71	72	73
	実績	予算	予測	予測
南ベトナム配備兵力(人)	424,000	260,000	152,000	43,000
タイ配備兵力(人)	42,000	34,000	20,000	4,000
月平均出撃回数				
攻撃・戦闘機	20,700	14,600	10,200	3,400
B52爆撃機	1,400	1,200	900	300
追加戦費(億ドル)		120	80	40

トップシークレットの米国防務省内部文書⁽¹⁾より

「機密文書」は、前述のようにもう一つの削減シナリオを検討していた。それは、戦略部隊の削減によって、30億ドルを削減する案である。この削減と一般目的部隊の(a)シナリオを組み合わせると、60億ドルの削減が実現する。

「機密文書」は、DPRCの会議において、キッシンジャー大統領補佐官は、「現在の(国防計画の)まとめは、問題の財政的側面だけに焦点を当てており、国防費削減の戦略的及び外交政策的側面の扱いが不適切である」と指摘したと記録している。同時にキッシンジャーは、当時の米ソ関係では、核の均衡のもとでの通常戦争が起こりやすくなっており、通常兵力の過度の削減には問題があることを指摘した。そして「キッシンジャーの指摘を受けて戦略部隊と通常目的部隊が30億ドルの削減を分かち合う新しい削減案」が検討されることになった。

米ソ交渉が横須賀を変えた？

SALT交渉は、1969年11月17日に始まっていた。ヘルシンキとウィーンで交互に30か月にわたって7セットの公式交渉が行われたのみならず、キッシンジャーとドブレイン駐米ソ連大使の間での秘密交渉も持たれた。

ダン・キャドウェルによると⁽³⁾、SCC合意の1970年末には、SALT交渉は行き詰まっていた。ところが1971年早々、キッシンジャー・ドブレインの秘密交渉が持たれ、ニクソンとコスイギン両首脳の秘密書簡が交換された。「バック・チャンネル協議」と呼ばれるこの交渉によって妥協が急進展することになった。そして19

71年5月にSALT(攻撃兵器の制限)とABM条約(防衛兵器の制限)の両方について、米ソは実質的な合意に達したのである。

つまり、米海軍の方針転換は、まさに米ソの戦略交渉の急進展の時期に起こっていることになる。しかも、「機密文書」は、SALT合意が実現すれば、国防費削減に直接的な貢献があることを次のように指摘していた。

「SALTの合意は、NSDM(国家安全保障決定覚書)69で吟味されたように、72会計年歳出で15億ドルに達する削減を可能にするであろう。」⁽¹⁾

前述の「通常目的部隊を重視すべき」というキッシンジャーの指摘と合わせると、ここで浮いた15億ドルが、米海軍が横須賀を取り戻す原動力になったと考えてもおかしくないように思われる。そして、やがてツムワルト海軍作戦部長の空母前進配備構想がそれに合流することになる(シリーズ参照)。

米ソ戦略交渉の成功が、日本を軍縮とは逆の方向に導いた皮肉は、ひとえに日本外交の貧困のせいである。

文献:

- (1)1970.7.20 ロナルド・スピアから国防務省長官。国防務省10276。トップシークレット。
- (2)1971.1.19 アレクシス・ジョンソン 国防務次官からマイヤー駐日大使、アイズ・オンリー。国防務省009045。極秘。
- (3)ダン・キャドウェル「SALTからSTARTへ」(「Encyclopedia of Arms Control and Disarmament」第3巻)